

令和7年第3回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	令和7年9月2日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和7年9月3日	9時30分	議長	末次	明
	散会	令和7年9月3日	15時30分	議長	末次	明
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工 藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水 田 志 保	出	9番	栗 野 久 明	出
	3番	中牟田 文 明	出	10番	重 松 一 徳	出
	4番	佐々木 教 雄	出	11番	大 山 勝 代	出
	5番	中 村 絵 理	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	天 本 勉	出	13番	末 次 明	出
	7番	松 石 健 児	出			
会議録署名議員		10番	重 松 一 徳	11番	大 山 勝 代	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 古 賀 浩		(係長) 天 野 拓 也		(書記) 真 崎 静
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也		こども課長	山 本 賢 子	
	副 町 長	熊 本 弘 樹		農 林 課 長	大 石 顕	
	教 育 長	柴 田 昌 範		商工観光課長	佐 藤 定 行	
	総 務 課 長	平 野 裕 志		まちづくり課長	井 上 克 哉	
	企画政策課長	亀 山 博 史		定住促進課長	山 田 恵	
	財 政 課 長	吉 田 茂 喜		建 設 課 長	今 泉 雅 己	
	税 務 課 長	古 賀 満 宏		会 計 管 理 者	寺 崎 博 文	
	住 民 課 長	藤 田 和 彦		教 育 学 習 課 長	井 上 信 治	
	健康増進課長	村 上 妙 子		こども課保育園長	舟 木 徳 茂	
	福 祉 課 長	戸 井 竜 二		まちづくり課図書館長	城 本 直 子	
	プラチナ社会政策課長		松 田 美 紀	建 設 課 参 事	酒 井 孝 行	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 大 山 勝 代 (1) 誰もが安心して住み続けられる地域を目指して
 (2) 町立小中学校の教育条件の整備について

2. 松 石 信 男 (1) 学校給食の無償化について
 (2) 不登校の現状と対策について

3. 工 藤 絵 美 子 (1) 猛暑対策と子どもの遊び場確保について

4. 重 松 一 徳 (1) 西長野・長ノ原地区の50戸連たん制度について
 (2) 国道3号東側の公共施設について

～午前 9 時30分 開議～

○議長（末次 明君）

ただいまの出席議員数は13名で定数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第 1 一般質問

○議長（末次 明君）

日程第 1. 一般質問を議題とします。

最初に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

○11番（大山勝代君）（登壇）

皆さんおはようございます。9月議会1番目、一般質問に立つ11番議員の大山勝代です。
傍聴の方、朝早くからお忙しいところありがとうございます。

早速ですが、今回の私の質問は2項目です。

1つ目は、誰もが安心して住み続けられる地域を目指してのテーマで、介護保険制度に関する質問です。

2つ目は、町立小中学校の教育条件の整備についてで、特に今回法律が改正された給特法について質問をします。

最近、町民の方から相談を受けました。数か月前に、用事でその方の家を訪れると、重い足取りで玄関に出てこられて、初めに私が目にしたのは、ぱんぱんに腫れ上がった両足首でした。この数日、体調が悪く家に籠もっているとのことでした。これは異常だと私は感じたので、すぐ対応していただくよう、地域の民生委員さんに連絡をしました。そして、この方がきっかけで、ほかにも相談あったのですが、今回の質問に至りました。

御存じの方もあると思いますが、つい先日、8月31日、佐賀新聞の1面と2面で「介護保険持続に危機感97%」との記事が載っていました。全国47都道府県の知事と1,741自治体の首長に実施した介護保険サービスの提供体制の維持についてのアンケートでした。現場の人手不足、費用膨張が大きな危機感の項目です。

2000年からこの制度が始まって、今回9回目の改定です。そのたびに、私たちからすれば、改悪され続けてきたという実感を持っています。今では、保険あって介護なしと言われています。

さて、具体的な質問に入ります。

1、高齢や病気の悪化、フレイルなどで医療機関に行ったり、介護が必要だと思って認定を受けたいと思ったとき、まず、相談の窓口はどこに行けばいいですか。

2、そして、その医療機関や地域包括センターなどに行って、ケアマネジャーとの面談で申請の後、介護認定の判定が出るまでの一般的な期間はどのくらいですか。

3、その期間は、その人、本人が緊急に認定を受けたいときでも待たなければいけませんか。

4、地域包括ケアシステムについて説明してください。

5、町民が気軽に相談に行きやすい地域包括支援センターの場所の移転は考えられませんか。

6、通いの場の現状をどう把握されていますか。

7、今以上にもっと充実した通いの場への改善点、考えられていますか。

最後です。8、施設入所等の費用が本人だけで賄い切れないとき、家族の負担は当然なのでしょうか。

2項目めです。

給特法、正式にはですね、とっても長いんですよ。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案が6月、国会で成立しました。しかし、これは学校現場が求める抜本的な解決策には程遠く、残業代支給や教員の大幅な増員は盛り込まれていません。そのために、幾つかの修正と附帯決議がつけられました。

そこで、具体的な質問です。

1、不十分な改正案の中身とその修正、そして附帯決議の内容はどういうものか、説明をお願いします。

2、近年、全国でも佐賀県でも教員不足が生じて大きな問題になっています。これまで基山町の教育委員会として完全配置を努力されてきたのは承知していますが、今年の配置についてはどうでしょうか。

3、教職員の昼の休憩時間の取得状況や持ち帰り時間の状況など、委員会として適切に把握されていますか。

4、今年、全国的に9月1日を2学期始業式とする学校が増えてきています。以前の私の一般質問で、標準時間に対する余剰時間、どの学年も数十時間あると数字を示しました。そして、今年の40度にも上る暑さの中、夏休み短縮をする理由がないと私は考えますが、その

議論の進展はどうなっていますか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは私のほうから、大山勝代議員の1の誰もが安心して住み続けられる地域を目指しての一般質問に対して答弁をさせていただきます、柴田教育長から、2の町立小中学校の教育条件の整備について答弁させていただきます。

1、誰もが安心して住み続けられる地域を目指して、(1)病気の悪化やフレイルで医療機関や介護が必要になったとき、相談の窓口はどこかということですが、高齢者に関する御相談全般についての窓口は役場のプラチナ社会政策課または基山地区地域包括支援センターということで今実施しているところでございます。

また、入院をされている方、入院中の方、退院に向けて医療機関の中で設置されている地域連携室——これはある程度大きい病院じゃないとないんですけどもですね——にソーシャルワーカーという方がおられて、この方は非常にやっぱり頼りになりますですね。どこの介護施設に行ったがいいとか、そういうことも含めて。私、個人的にもすごくお世話になったことがございます。

(2)ケアマネジャー等と面談し、認定申請をしてから結果が出るまでの期間はどれほどかということですが、一般的には、申請から1か月前後で認定結果がお手元に届くようになっているところでございます。ただ、調査の日程調整までに時間がかかったり、それから医師の意見書の回収の状況等によってお医者さんの都合もございますので、それ以上の時間を要する場合もあるというふうに聞いているところでございます。

(3)その間、緊急に認定を受けたい場合でも待たなければならないかということですが、緊急に認定を受けて介護保険サービスを利用する必要がある場合は、例えば、末期のがんの方などなんですが、認定結果ができるだけ早く出るための支援を行っているところでございます。

また、その方の状況によっては、介護度がこれぐらいだろうという見込みを立てた上で、暫定的なケアプランを策定してサービスを利用するというようにしているわけですが、全ての方にそれをやってしまうとそれはそれで問題がございますので、全ての方に

適用できるものでなく、あくまでもそういう緊急の場合ですね。そういう方の状況に応じて、相談いただいて、対応しているという状況にあるわけでございます。

(4)地域包括ケアシステムについて説明せよということでございますが、地域包括ケアシステムとは、高齢者が要介護状態になっても、自分らしい暮らしが住み慣れた場所で最後まで送れるように、住まい、そして医療、介護・予防、そして生活支援が一体となり、支援体制を構築する仕組みのことを言うものでございます。

(5)町民が気楽に相談に行きやすいよう地域包括支援センターの場所の移転は考えられないのかということでございますが、地域包括支援センターをサテライト的に設置することや事務所そのものの移転についてこれまで何度か検討したことがございます。もともと役場の中にあつたんですけど、それを寿楽園さんに委託してという形になっているわけなんですけど、いろいろ検討したんですけど、単に場所の確保だけではなかなか解決しない課題も多く、もちろん諦めたわけではないし、これからの基山町の高齢化の状況を考えれば、もちろん寿楽園さんは、相談行った場合にその場でいろんな施設を見学できるようなメリットもあるわけですけども、その辺も全体的なことをもう一回考えていかなきゃいけないかなと思っています。残念ながら、今の段階ではその実現には至っていないという状況でございます。

(6)通いの場の現状をどう把握しているかということでございますが、住民主体の通いの場として、現在15の行政区及び多世代交流センター憩の家にて週1回の開催を行っております。運営は介護予防サポーターを中心に行っており、月1回は介護予防サポーター連絡会を開催し、課題や現状の把握に努めているところでございます。

生活支援コーディネーターも不定期ではありますが、こまめに各地区の通いの場に参加しており、参加者とのコミュニケーションを通して、現状の把握に努めているところでございます。加えて、通いの場の参加者の体力測定や介護予防サポーターのスキルアップ研修等を専門の事業者に委託して、効果の見える化や通いの場の内容の充実にも努めているところでございます。

(7)通いの場のさらなる充実に向け、改善点は何があるかということでございますが、運営の中心となる介護予防サポーターの年齢が高齢になって、加齢になって、それを理由にやめられる方が徐々に出てきておるところでございます。毎年、介護予防サポーターの養成講座を開催していますが、近年、定年延長であったり、定年後も就職、就労される方が増加しているため、地域の担い手になっていただける世代の方が、ちょっと少なくなっている影響

もあって、講座を受講される方が少しずつ減少してきているという形になっております。

そういう意味では、新たな担い手、いわゆる介護予防サポーターの養成は大きな課題となっており、広報等での募集のほか、日々の訪問で出会った方や介護予防健診受診者でボランティア活動に興味があると話された方等に講座の案内を行い、受講者数の増加に今努めているところでございます。これが課題と改善点でございます。

(8)施設入所等の費用が高額な場合でも、全額家族負担になるのかということでございますが、介護保険施設入所の相談を受ける場合、御本人の年金や預貯金等の範囲内で入れる施設を希望されることが多いのが今、現状でございます。しかしながら、入所される施設の種類やその方の介護度や世帯の状況等により費用負担が変わってきますため、御本人の年金等で不足する場合は、費用の一部を家族が負担されていると、こういう場合もあります。全ての介護保険施設で適用できるわけではございませんが、所得の低い方には負担を軽減する仕組みがございまして、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を保険給付とすることで入所者の負担軽減をできる、そういった制度があり、そういったことを行う場合もございます。

蛇足ではございますが1点だけ付け加えると、一方で今、全くそういう生活費を持たない方で施設に入らなきゃいけない方が増えておりますので、それは全部、町負担でやるという状況も今かなり出てきておりますので、将来的にはそういった問題も多く出てくるというふうに考えているところでございます。

いずれにしましても、この問題はこれから高齢化が進んでいく基山町にとって非常に重要な問題だと思っておりますので、真摯に受け止めながら、寄り添う形で事業展開していかたいというふうに思っています。

私のほうからの1回目の答弁は以上でございます。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、私から大山勝代議員の一般質問にお答えいたします。

2の、町立小中学校の教育条件の整備についての(1)給特法等の改正ですけれども、不十分な改正案で修正と附帯決議がつけられたが、その内容はどのようなものかという御質問につ

いてです。

今回の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等、いわゆる給特法の改正は約50年ぶりの大幅な見直しで、学校における働き方改革の一層の推進や組織的な学校運営及び指導の促進、教職調整額の増額など、教職員の処遇改善に踏み込んだ改正となっております。

法律に加味された修正内容としては、今後5年間で時間外在校等時間を月平均30時間程度を目標にすることや公立中学校における35人学級を実現するための法制上の措置を講じること、それから、教育課程の編成の在り方の検討などがあります。

附帯決議が多数ありますが、主なものは、時間外在校等時間より短い時間を記録することのないよう周知徹底することや教職員定数の改善、専門スタッフの拡充、部活動改革の推進、改善などとなっております。

次に、(2)町立学校の非常勤講師配置など教員配置の状況は適切かという御質問についてです。

全国的に教職員の不足が問題となっておりますが、本町では不足が生じないように、臨時的任用職員の常勤講師と非常勤講師を配置して対応を行っております。9月1日現在で町立小中学校において欠員は生じていないため、適正な配置はできているというふうに考えております。

(3)昼の休憩時間の取得状況や持ち帰り仕事の発生状況などは適切に把握しているかという御質問についてですけれども、教職員の業務は、授業準備、保護者対応など多岐にわたります。昼休みは教職員の休憩時間として設定されておりますけれども、子どもたちへの対応や提出物の点検など、様々な業務に追われております。校長や教頭が全ての教職員の休憩時間の取得状況や持ち帰りの仕事の実態を正確に把握するのは難しい状況となっております。

最後に、(4)夏休み短縮を元に戻すということについてどう進展しているかという質問についてですけれども、基山町では、平成29年度から授業時数を確保する目的と教室へのエアコン整備が進んだことから、夏休みの短縮を実施しております。同様の理由で9月1日に2学期始業式を行う小中学校は全国的に少なくなっております。

猛暑対策として夏休み期間をどうするかについては昨年度から検討しており、教職員アンケートを11月に実施しました。その結果、中学校は今のままでよいとの意見も比較的多かったのに対し、小学校では元に戻したほうがよいとの意見も多くありました。

夏休み期間については、授業時数確保や熱中症対策等も考慮しながら、引き続き慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ありがとうございました。

高齢化が進む中、プラチナ社会政策室の業務は日々多忙なものと察していますけれども、今回、相談されたケースについて質問したいと思います。2番と3番も関わりがあるのでそのまま一緒に言いますが、先ほども言いましたように、その方は今、施設にお世話になっていらっしゃると思います。本人と周りとの話を私が総合するんですけれども、どうもあやふやな把握なんですよね、私自身が。申し訳ないのですが、体調が悪くなったので、かかりつけの病院や役場、地域包括センターに本人が相談に行ったけれども、思わしくない対応で引き下がってきた、1回目は。そういう訴えでした。本人は、そのときはまだ病名が分からないまま、不安で、数日、どのくらいの期間か分かりませんが、過ごされたようです。初めに相談があったときから入院されるまでの期間が担当課で分かりますか。分からないならもう仕方ないけど。

○議長（末次 明君）

松田プラチナ社会政策課長。

○プラチナ社会政策課長（松田美紀君）

今、個人の方を多分限定されての御質問かと思っておりますけれども、ちょっと相違があつてはと思いますので、具体的に何日というのはお答えできません。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

分かりました。

先ほど2の回答で、1か月前後で認定結果が届くと言われました、町長は。周りの知り合いの方に聞くと、2か月から3か月かかるというふうに何人かの方がおっしゃるんですよ。どちらが一般的ですか。

○議長（末次 明君）

松田プラチナ社会政策課長。

○プラチナ社会政策課長（松田美紀君）

町長の答弁にありましたように、原則として申請から1か月以内での認定の結果が届くというふうになっておりますが、本当に個人によって、訪問日の調整であったり、あと、一番はちょっとあまり大きな声で言えるか分かりませんが、お医者さんの意見書がなかなか回収ができないとか、あと、申請の時期が本人さんにとってまだ安定されていなくて調査ができる状況ではなくて、少し待つてというところがある方もいらっしゃいます。ただ、その3か月というのはちょっとあまりにもかなと思いますけれども、結果、月をまたいで2か月目になられている方というのも現実発生はしているんですけれども、多くが、先ほど申し上げた理由からのようです。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

いずれにしろ、先ほどの方が初期の段階で、対応がもっと早ければ、一人暮らしの息子は遠くにおる、なかなか来てくれない、そういう状況の中で、何日もきつい思いをされたのは事実なんです。それが、もう少し対応が早ければよかったのではないですか。

○議長（末次 明君）

松田プラチナ社会政策課長。

○プラチナ社会政策課長（松田美紀君）

何度も申し上げますように、その個人の方の分でございますと、もしこちらが把握していらっしゃる方であれば確かに何度も訪問はしておりますし連絡も取っております、実際に介護保険の申請のお話も差し上げていたんですけれども、何せ病状が不安定でしたので、幾つかの病院にかかられて、いざ調査の申請という話になったときに受診するからというふうになってキャンセルになったりとか、そういったことがあって御本人さんの不安を解いてあげられるだけの対応ができていなかったのかもしれないけれども、全く放置していたとか対応していなかったということではなくて、ただ、こちらで把握されている方であればやはり医療が優先されたということで、結局緊急入院になられるような状況でして、そこもかかりつけの先生と大きな病院との見解の相違だったりとか、いろんな経緯が発生していたような

状況ではございますので、なかなか申し訳なかった方ではあるかと思っています。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

医療機関にしろ、プラチナ課にしろ、また包括支援センターにしろ、不特定多数の方の多様な相談をたくさん受ける、それが以前よりも増してその対象者が増えてきている状況だと思います。それが、今の方もそうですけれども、少し待ってくださいと言わざるを得ないこともあるのですが、相談する側にしてみたら、一日も早く、一刻も早くという気持ちが強いわけですね。私としては、初期の段階でもう少し早く対応していただきたかったなというのを思って、今後もそういう形のケースがあると思いますので、よろしくお願いします。

私が相談を受けたからと、その状況を詳しく知らない素人の私が口出しをするのははばかれることもあるのですが、先ほどの末期がんの方の緊急な判定結果というふうに言われましたが、そのほかにもケースがありますか。

○議長（末次 明君）

松田プラチナ社会政策課長。

○プラチナ社会政策課長（松田美紀君）

まず、医療が落ち着かれている状況でないと、介護保険の……（発言する者あり）医療の状態ですね。医療行為が、病状が落ち着かれていらっしゃる方でないと、まず介護保険よりも医療保険が優先されますので、ただ、医療と介護が同時に発生しているのが一番の例えとしまして末期のがんの方というふうに町長も答弁いただいているんですけども、そのほかの方というのは、例えば退院間近なんだけれども、実際に介護保険の申請が遅れていて在宅に戻れないとか、あとは施設に入所を希望されているけれども判定が下りなくてとか、個別の例はあるかとは思いますが、基本的には事前に相談を受けながら、医療と介護の切れ目がないような形をつないでいくように今対応を心がけているところでもありますし、場合によってはちょっと入院を延長してもらってでも退院の状況を万全に受けれるような状況には努めております。

ただ、先ほどにもありましたように、介護度をみなしてという場合で、それにはもちろんみなしの誤りもありますので認定結果とのずれが生じた場合のリスクも背負いますが、それで対応できる方もいらっしゃるのです、あまりがん末期以外の方でみなしを使わなきゃいけな

いような方というのは、現時点ではそんなに想定されていないと認識しております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

今、課長がみなしと言われましたけれども、私の立場としては、何かあったら相談してくださいねと知人と話すときには必ず言うんですけれども、その後、私がいろいろ動こうとは思っていません。どこにつないだらいいのかというのをいつも考えて今回も民生委員の方にお願いをしたわけですけれども、民生委員の方に聞くと、何か別の言葉を言われたような気がするんですよ。今、課長がみなしと言われた別の言葉がありますか。

○議長（末次 明君）

松田プラチナ社会政策課長。

○プラチナ社会政策課長（松田美紀君）

民生委員さんがどのように言われたか分からないんですけれども、見立てだとか、みなしというのは通常で、正式用語ではないんですけれども、この方が認定を受けられれば、調査項目というのは全国統一ですので、その項目に当てはめながら大体これぐらいではないかというのを想定することを言っていて、民生委員さんがどのようにおっしゃられているか、すみません、分かりません。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

民生委員さんの仕事というのもね、限定されると思うんですよね。例えば、この方は素人が見ても、民生委員さんが見ても、ちょっと早くということになったときに、言葉が適当なのかどうか知りませんが、ショートカットみたいなものができますか。

○議長（末次 明君）

松田プラチナ社会政策課長。

○プラチナ社会政策課長（松田美紀君）

繰り返しますけれども、その想定される方であれば何よりも医療だったので、もう入院をというところで、要は、救急車を呼ばれてはいかがですかというお話を差し上げた記憶がございます。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

もうそういう状況になったときに、救急車を呼んだがいいわけですね。私もその経験があります。救急車を呼びなさいと言われたことがあったので、そしたら、それで分かりましたけれども、ということは、初期の段階から救急車を呼んだらどうですかと言われたこの期間は、割とやっぱり長かったというふうに私は受け止めていいのでしょうか。

○議長（末次 明君）

松田プラチナ社会政策課長。

○プラチナ社会政策課長（松田美紀君）

その方の病状とか、お体の状況によりますので、この方に限定させていただきますと、いろんな症状が同時に出てこられていたみたいで、本人にとって下肢の腫れであったりとか、呼吸の苦しさであったりとか、その都度その都度いろんな病院にはかかれていたんですけども、何か総体的に、じゃ、次また検査しましょう、また検査しましょうということで、全くその病院にかかれていないわけではなかったんですが、日に日に状態が思わしくなくなられたというところで、それこそ議員さんが来てくれた、民生委員さんが来てくれたということも、本人からは電話を受けて訪問もさせてもらったんですが、本人にとってはやっぱり一日一日が確かに長かったでしょうし、どのタイミングで救急車というのも確かに難しかったのかなとは思っております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

すみません、こういう一般質問の中で、特定の方のこういう質問をねちねちと私がするのは妥当ではないのかとは思いますが、どうも心に引っかかっているのです、すみませんでした。

次に行きます。

地域包括センター、これをいただいて（資料を示す）、地域包括センターのシステム——ごめんなさい、センターではありません。地域包括ケアシステムの姿ということで図示されていますけれども、ここで担当課としてはどこにどう関わっていらっしゃるのか、少し説明

をお願いします。

○議長（末次 明君）

松田プラチナ社会政策課長。

○プラチナ社会政策課長（松田美紀君）

いわゆる国の示す地域包括ケアシステムの姿とといいますのは、住まいを中心、生活の場を拠点の中心に、病気になられたら医療機関に関わる。通常はやはり元気な状態を元気でいていただきたいということですので、プラチナ社会政策課が今掲げているところとしましては、元気な高齢者をつくるという言い方は語弊がございますけれども、元気な方がより元気になっていただいて、少しフレイルになりかけた方も地域の活動に参加いただいたりとか、社会交流を保つことで元気でいただきたいということですので、生活支援、介護予防というところに全力を注力しているところでございます。

また、さらに介護保険制度につきましても1市3町での広域運営を行っておりますが、保険者の一つとしまして、必要な状況にその方が必要なサービスが受けられるような啓発も含めまして、関わっているところでございます。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

分かりました。ここの言葉をずっと見て、多分そうだろうねと思いながら、行政がどう関わるかというのがはっきり書かれていないので、質問をさせていただきました。

次に行きます。

先ほど町長の答弁にありましたように、寿楽園に地域包括センターがあります。以前、私は一般質問で、町なかに移したらどうか、そのほうが気軽に町民が立ち寄れる、そして親しみあるセンターになるのではないかというような質問をしました。答弁では、諦めたわけではないけれども、課題が多くある。その課題を幾つかお願いします。

○議長（末次 明君）

松田プラチナ社会政策課長。

○プラチナ社会政策課長（松田美紀君）

まず、そもそも直営で行っていた時代は、やはり人材の確保というのが難しくありまして、恒常的に3職種を必要としますので、その確保の難しさから、現状といたしましては、その

人材を雇用されていらっしゃる社会福祉法人のほうに委託をさせていただいています。

委託をするのに当たりまして、職員さんでありますので、職員さんとしての動きもあらわれますし、先ほどの町長の答弁でもありました、基山町の中でも幾つか場所の移転の検討とか過去にも何度か行ったことはあるんですけども、現実的に、その時点ではセキュリティーの確保での設備投資であつたりとか、あと、法人さんの職員でありますので、法人が所有されている備品を共有されてあつたりするので、その部分を新たに包括用に準備するとか、そこは人件費も含まれると思いますけれども、そういったところが幾つかございました。

サテライト式に、また別に2か所目ができないかとか、そういった検討もしたことがあるんですけども、先ほどの地域包括ケアシステムにも絡みますが、地域包括ケアシステムのおおむねのモデルというのが、大体、中学校区に1か所ぐらいの設置というのが国の基準になっております。大体3,000人規模ぐらいに1か所ということになりまして、この先10年を検討したんですけども、基山町で6,000人を対象とするようなですね、状況というのはちょっとなかなか難しく2か所目の設置というのは広域的にもそんなに簡単なことではないんじゃないかと。いろんな検討の結果、町長の答弁を繰り返しますが、諦めているわけではございませんが、現時点ではその移転には至っていないという状況です。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

人件費のこともありますしとおっしゃいましたけれども、それは町が委託料を払って、人件費についてはその委託料の中から出ているんでしょう。今の課長の話では、何かクリアできそうな気が私はするのですけれども、再度。

○議長（末次 明君）

松田プラチナ社会政策課長。

○プラチナ社会政策課長（松田美紀君）

大前提の委託といたしまして、基山町と寿楽園の委託ではなくて、広域と地域包括ケアセンターとの委託になります。ですので、基山地区地域包括支援センターというふうに、基山町ではなく地区としての委託になっておりますので、まず、町が直接契約するわけではないから、広域内での委託料というその配分がございまして、その配分に関して基山町だけ高くなるとかということは、究極、基山町がまた別立てで何かしら補填をするという話になるん

でしょうけど、国の基準がありまして、国の基準での包括職員1人当たりの単価というのと、いつもの介護の方への金額の安さみたいなのが問題になりますけれども、現実の本人さんたちがいただいてある年俸とかとの差というのが生じておりますので、その辺りはちょっとかなり、きちっと詰めていかないといけないところなのかなとは思っております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

詳しく話を聞くと難しいことも多々あると思いますけれども、町長が初めに答弁されたように、諦めたわけではないというのを、もう少し今後も追求していただきたいというふうに思います。

次、通いの場についてです。

私は10年ほどサポーターをしているんですよ。ただ、ほかの方と比べたらサポーターの回数はとても少ないのですけれども、私自身、サポーターをしていることで体力が維持されている。全部とは言いませんけれども、そういうふうに感じています。だけれども、通ってくる皆さんを見ていると、必ずと言うていいように来られる方と、月4回、5回ありますけれども、半分かなと言われる方と、珍しくこの方は今回来られたねという方と、3種類あります。この暑い夏、随分参加者が、私は10区ですけれども、割合的に減っています。ほかの地区もそうなんだろうなと思っております。10年もこの通いの場が継続していくということになると、マンネリになるのはもう仕方ないと思いますけれども、その辺の課題といたしますか、抜け出すというか、そのマンネリを抜け出すそういう方策、お考えですか。

○議長（末次 明君）

松田プラチナ社会政策課長。

○プラチナ社会政策課長（松田美紀君）

10区は平成29年から、一番最初に行政区の中で開始した区ですので、あらゆる意味で私たちにとってもモデルといたしますか、ずっと経験を積んでいく中でこういった課題が出てくるのかなというのは常々感じながら把握をしているところなんですけれども、介護予防サポーターさん自身も地域の方であったり、逆に、地区には行きたくないけどほかの地区だったらいいよという新鮮味があったりというところで、まず、介護予防サポーターさんに、定期的に今100歳体操をメインに行っておりますが、その100歳体操は何のためにするのかという、

何の効果があるのかというのを、毎回同じようにやっているけれども、実はこういう効果があるんですとか、こういう目的があるんですとか、この運動はここに効き目がありますとかというのを、サポーターさんの研修会で改めて学び直しをすると、サポーターさん自身もちょっと惰性といいますか、やり方を覚えちゃっているからそれでやっているみたいで、新たな発見があつて、新鮮になりますねみたいなこともございます。

ということは、参加者の方も、そこに通ってくる場があるから通ってこられている方もいらっしゃるんですけど、何か自分のやっていることに、自分の体のためにこういう意味があるんだなというのを意識されるということは、同じようにやっているようなことでも意味が変わってくるというふうに考えておりますので、定期的に、そういった正しい体操の仕方、逆に、おもりの負荷のかけ方を間違えて筋力を痛めるようなリスクがあらわれる方もあるので、そういうことには、何でこういうふうなことになるとこうなりますみたいなお話もしています。そこがメインではあるんですけども、導入であつたりクールダウンという、通いの場の1時間ないし1時間半ぐらいの構成の中においても、最初のネタといいますか、話題を提供したりとか、少し脳トレの引き出しを増やしてもらうような研修を行ったりとかということで、同じように見える内容も、そこにリフレッシュできるようなことを常々サポーター連絡会を通じながらとか、個別に専門の方との指導を受けながらというところで行っているのが今の現状であるかなとは思っています。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

取り立てて、これは効果があるよという方策はなかなかないと思いますけれども、通ってこられる方を見ていると、10区、あそこの公民館は坂になっていますので、あのだらだら長い坂を上がってくるというのがとっても苦痛みたいで、汗が随分後まで引かないという方が多いです。その方たちの公民館の中での動きなどを見ていると、ただ単に筋力はそれなりにつくんだろうけれども、歩くという基本的な動作に少し弱さがあるのではないかと私は思っているのですが、そのことも含めて、プラチナ社会政策課として、このままの通いの場がいいのか、どう改善していくのか、追求していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（末次 明君）

松田プラチナ社会政策課長。

○プラチナ社会政策課長（松田美紀君）

今、御指摘というか、御提案いただいたようなことも運動の中に取り入れたりとかいう形ができないかというのも今後研究していきたいというふうに思います。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

最後ですけれども、ここは、その人その人の家庭の事情なり個々の状況がそれぞれあるし、施設にもいろんな多様なサービスの中身があるので一概には言えないと思います。ただ、私がここで言いたいのは、連れ合いは亡くなられたんですけども、今だかつて、あのときは自分の手出しが何万円も毎月あったよねというお話を事あるごとにされるんですよ。その辺が、どうにか負担が軽減されるようなことがないのかなというのを思いながら、最後のまとめをします。

私も含めてですけれども、高齢者が体調が悪くなったり入院しなければいけなくなったり、介護保険を使うとか、施設入所とかということにいつなるか分かりません。初めに言ったように、皆さんそうでしょうけれども、なるべく家族に迷惑をかけないというふうに、生を全うしたいと考えています。これが二十数年前に介護保険制度ができたスタートの段階です。

さっき新聞記事を示したように、介護保険サービス提供体制の持続に、とても危機感をそれぞれが抱いているというのが現状ですが、町長はどう見解をお持ちですか。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

そのアンケートは、私の記憶では、どっちかという介護施設の従事者とかそういったところが不足するみたいな、そういうものを中心にお答えしたような感じでございますので、今問われているようなものに関する問いはなかったんじゃないかなというふうな記憶をしておるところでございます。

それから、確かに金銭的な問題というのは各家庭ごと、もっと言うと個人ごとによって違ってくるので、当然、言い方はちょっと正しくないかもしれませんが、ちゃんと払っていたかなきゃいけない家庭であったり個人にはちゃんと払っていただく必要があるんじゃないかと、前提としてですね、あると思っています。

逆に、払えない方が今どんどん増えてきているこの問題のほうを、私的には重要視しているという感じでございます。だから、払える人のディスカウントよりも、払えない人をどうするかというのが、私的には命題としては今、大きい命題として私の中にはございます。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

別の新聞で、訪問介護の事業所が閉鎖せざるを得ないというのが全国的に増えてきて、佐賀県も、玄海町で1か所しか残っとらんとかというの、全体的に。北海道などは色分けしてありましたが、真っ赤になるようなそういう状況の中での質問、アンケートだったというふうに思います。

日本は、曲がりなりにも優れた介護保険制度があります。行政の福祉関係や医療機関などの連携も充実していると思います。心身ともに、その人が、高齢者が衰えたとき、少しでも苦痛を和らげる、それは終末期と同様に、初期の対応も気を配ってほしいということをごここで最後に言って、次の項目に移ります。

前回はそうでしたけれども、教育長と私のやり取りで専門的な言葉が出て、ほかの方は何のことか分からんというのがいっぱいあって、今回もそれがあるとは思いますが、給特法改正案を教育長はえらい評価をしてあるんですよ、1回目の回答で。私、50年ぶりの大幅な見直しで処遇改善に踏み込んだ改正となっていますと言われましたけれども、私が目にするいろんな批判的な記事とはかけ離れているのですが、端的に聞きますが、現場の要望と今回のこの改正案がマッチしたものであるとお思いですか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

様々な議論の中でこの改正がされたところですが、まず、現状として教職員の厳しい勤務実態があるというところ、並びに4%という教職調整額が決まった段階から時を経て、非常に今ほかの公務員と比べても処遇改善されている状況ではないという状況が生まれていること、並びに教員採用試験等においても非常に教員希望者が減っているという状況を危機的に捉えて、文科省が一生懸命考えて今回改正されたんだと思っております。

大山議員がおっしゃるように、様々、不十分な点もあるのかもしれませんが、やは

りこの50年ぶりの改正というのはかなり内容に踏み込んだもので、今後教員を目指す方も増えるだろうし、処遇改善についても、1回目の答弁でお答えしましたようにかなり見直されていきますので、これは、何も手をつけない段階からすると、かなり画期的なものではないかなとは考えております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

私に言わせれば、50年ぶりというのは国の怠慢ですよ、というふうに思います。厳しい実態と言われましたけれども、現場は一番何の改善を望んでいると、端的に項目を挙げただけですか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

やはり時間外勤務が増大してきたというところがありますけれども、その辺についてもここ数年かなり改善されてきていると思います。私が管理職をしていた頃と比べると、今の勤務実態を見ると、時間外勤務については相当抑えられていますし、それについても、月30時間を限度に今から見直さなさいとなっておりますので、以前は8時、9時まで、遅いときは10時とかですね。PTAの会議をやっているときは夜10時過ぎて帰るとかいうことも多々ありましたけれども、そういったことはほぼ今ありませんので、今後は、6時過ぎたら学校は電気が消えているという時代が、この2030年を目指して最後なっていますけれども、そういった働き方になってくるんじゃないかなと思っております。

授業時数についてもかなり、以前は5、6年生しか小学校でいうと、いわゆる空き時間というのはありませんでしたけれども、今は低学年から入っているような状況になっていますので、国のほうもかなり先生たちの持ち時数の削減、新規採用職員についてもできるだけ減らすとかいうことで、国全体でその辺は考えていただいているというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

現場は、今4%の調整額を段階的に15年間で10%まで、13%と言ったのが10%までと

今度提起されています。だけれども、それは問題があると現場は思っています。それよりも、やはりほかの公務員、皆さんと同じような地方公務員も含めての残業代を支給してほしいというのが大きな希望ですが、教育長はそこは仕方なかろうと思われませんか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

時間外手当を一般の公務員のように与えるかどうかというところなんですけど、やっぱり教員の仕事というのはかなり特殊で、例えばあしたの国語の時間に対しての教材研究をどの程度するかとか、例えば学級だよりを書くか書かないかとか、やらなければならない仕事とやればやるほど積み上がってくる時間というのが非常に難しいところがありますので、いかに優先順位をつけて仕事をしていくかというところと、一般の公務員はここまでやらなくちゃいけないという仕事が時間で解決される部分がありますけれども、教員の場合は、お分かりのように非常に難しい部分がありますので、その辺はやっぱり時間外手当がなじまないということで、今回についても見送られたというふうに考えておりますし、全国教育長会でも、この時間外手当については時間外手当を与えるのではなくて、こういったやり方でしてくださいというような成案が出されたというふうに聞いております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

以前、月に80時間も、過労死寸前という教員がある一定程度いた。それがこの数年、随分、委員会などの努力も含めて抑えられて今45時間ぐらい。それを30時間に抑えなさいというのが今回の修正、附帯というふうに私は理解をしています。

ただ、それと同時に、先ほどの給特法の10%まで引き上げるというのとはやはり矛盾しているという問題点があると私は思います。ですから、これはこれからどう推移していくのか分かりませんが、もう一つについては、これだけ全国的に教員不足が言われているのに、教員増の明確な数字が出ていないことについてはどうですか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

教員の不足については、これはこの近辺だけじゃなくて全国的な問題となっております。やはり国のほうも、例えば教員免許の取り方について少し緩和するというか、例えば大学院で取りやすくするとか、一回社会に出た方も、再度、教員免許を取りやすくするとか、様々な施策を考えてありますので、今後こういった改革がされれば、ああ、教員って魅力がある仕事なんだなと思っておられる方はもともと多いかと思しますので、今ちょっとブラックなイメージが幾らかありますけれども、今後魅力ある仕事として定着していけばいいなというふうには考えております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

随分前の話で、私が20代のときに4%つくようになったんですよ。それまで給料一本だけでした。4%ついて少し増えてとっても喜んだ記憶があるんですけども、その後、土曜が閉庁になって、土曜の3時間から4時間の実数が後の平日に振り分けられてしまった。そのときに定数を改善しなければいけなかったのを怠慢でしていないという実態がここまでつながってきたというふうに私は思います。

確かに、低学年は今、5時間、6時間、でもそれを級外の先生にさせていただいてというて、空き時間が増えてきたのはあるんですけども、完全に、小学校は1日何こま、何時間という提起がきちんとないんですね。ですから、その辺も含めての時間、どうしても教室で教えて、子どもたちが帰った後のいろんな仕事如山積みでという悪循環になっているのですが、この辺は今から解決ということで、教育長も、きちんと附帯決議、すごいたくさんありますよね。一つ一つを吟味されて、ここが基山町の学校ではどう改善できるのかというのを、今からのことだと思いますけれども、何か罰則規定がすごく強くなっているように私は読んで思いました。

ですから、教育委員会にしる、学校の管理職にしる、大変でしょうけれども、ぜひ改善のために努力をしていただきたいと思います。定数内の常勤講師が——非常勤講師で何人かいらっしやいますか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今、各小中学校1名ずつの枠を非常勤で埋めているということになっております。プラスして、今度、手術をされる方が11月から3月までお休みされるということで、その方はハーフタイム、再任用の短時間勤務なんですけれども、その分について、また、理科で非常勤で埋めることとなっております。

さらに加えて、今度、産休、育休に入る方が基山小学校は1名おられますので、そこについては、級外で入っておられる方を学級担任、ふれあい担任に——もともとベテランの方です、入っていただいて、その級外で出ておられる時間、例えば図工とか、その辺を非常勤で埋めるプラス1というところを今、昨日電話でようやく最後の1人を見つけて、非常勤で埋めることにしていますので、今年度でいいますと、基山小が2.5と、若基小と基山小が、1枠が非常勤で埋めるというふうなことになっております。（「中学校は何人」と呼ぶ者あり）1……（「中学校は1」と呼ぶ者あり）1名ですね。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

どうしても非常勤講師の方に、常勤の職員と同じように仕事を振り分けることができないのが現状なんですよね。ですから、非常勤で埋めたといっても、やはり欠員が生じている。その努力をやりくりされとるというふうに受け止めていいですか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

中学校は非常勤は今年度おりません……（「ゼロ」と呼ぶ者あり）ゼロです、すみません。1人、初任者研修指導教員の方が秋から休まれるということで、そこを非常勤で埋めるようにしましたが、それ以外はおりません。

非常勤で埋めるというところは非常に厳しいんですけれども、やはり欠員が出てしまうと、全体のほかの先生たちに負担がかかって、いわゆる空き時間とかがなくなっていきますので、きちんと、今までしっかり経験がえられる先生、結構、定年後の先生たちをお願いしている状況ではありますけれども、一応きちんと、子どもたちに迷惑がかからないような形で運用をしているというふうには考えております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

分かりました。努力をされているというのは重々分かった上での質問です。

最後の質問になります。

東京都が今年から、9月1日に2学期始業式になりましたが、教育長のこの発言、回答では全国的に少ないというふうに、9月1日からするのは少ないというふうに回答されていますが、認識もそうですか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

全国的に1週間早めるところが増えて、25日開始は、鳥栖市、基山町、唐津市、武雄市、筑紫野市、久留米市、太宰府市とかたくさんありまして、9月1日になったというところがさっきの東京都府中市が今度から9月1日、全部なんですかね、全部ですか。その辺は私、きちんと把握しておりませんでしたけれども、今、熱中症対策で9月1日に戻すというニュースが少し入りかけているところです。

それと、国のほうで、やっぱり標準時数を大幅に上回るところはなるべく減らしましょうというところで、うちはそんなに大幅には上回っていないんですけども、少しだけ余裕がなくもないというところもあって、例えば、夏休みを元に戻すというところもありかもしれないというところで去年アンケート等を行ったところです。

教職員については、小学校については元に戻したほうが良いというふうな御意見もあった中で、やっぱりそれは熱中症対策というところも一つ理由としてあるかと思います。一方で、近隣のみやき町とか、嬉野市が春休みを1週間延ばしたんですよね。夏じゃなくて春を延ばしたというところで、そこは何のためかという、年度末に先生たちが次年度の準備をできるようにというふうな理由らしいんですけど、そこよりも、そこをするならやっぱり夏休み短縮を元に戻したほうが良いのではないかというふうには、うちのほうで検討しています。ただ、やっぱり近隣とも少し協議したほうが良いということで、鳥栖市とも今しっかり連携を取って、どうするというところを話し合っておりますし、吉野ヶ里町、神埼市あたりとも連携して、できれば三神地区とか、そろえられたらいいなというふうには考えているところであります。

それから、今、前向きに検討しているというところで、その辺3日間にするのか、佐賀市のように29日開始にするのかという難しいところがありますけれども、1回目の答弁でもお答えしましたように授業時数にあまり、減り過ぎても、新型コロナウイルスとか、台風とか、大雨とか、様々な休校がありますので、それに対して余力は残しておきたいなどは考えております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

前向きに検討と言われましたので、1回目の回答と少し前向きかなというふうに思っています。

私も近隣との足並みということは大事だと思いますので、論議を先延ばしにしたらすぐ来年度となると思うんですよ。だから、来年度、9月1日始業式に向けて、教育長がリーダーシップを取って動いていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（末次 明君）

あと2分でございます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

昨年から、このことについては定例教育委員会等でも協議しておりますし、近隣市町とも連携を取りたいということで話をしていますので、みやき町が足並みがずれてしまったので、そこがあれっというところではあったんですけども、この鳥栖とか、吉野ヶ里町、神埼市、上峰町あたりとも連携を取りながらしっかり考えていきたいというふうに考えておりますし、しっかりリーダーシップを取って考えていきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

よろしく申し上げます。期待しています。

教員が、専門職として役割を発揮して子どもたちと向き合うためには、今回の給特法ではやはり不十分だと私は思います。教員の異常な長時間労働の解消にも余りありませんし、教員採用試験を受ける方も、このままでは減っていくのではないかと思います。それを解決するには、やはり国の教育予算を大幅に増額することだろうと思いますが、その辺も含めて、

これから先も教育条件、勤務条件改善に私も取り組んでいきたいと思ひます。

これで一般質問を終わります。

○議長（末次 明君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

傍聴者の皆さん、大変お疲れさまでございます。

毎日暑い日が続いておりますが、9月に入って、朝晩少し涼しいというか、なったかなという感じは受けております。早く涼しくなったらよかなと思っております。

日本共産党の松石信男でございます。

私は、町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、松田町長、柴田教育長並びに担当課長にお尋ねをいたします。

今回は2つ、いずれも教育委員会に問いたいというふうに思ひます。

1つは学校給食の無償化ですね、全国で進んでおります。

2つ目が、不登校児童も、これもどんどん増えております。どうしたらいいのか。そういうことでお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず最初に、学校給食の無償化についてお伺いをいたします。

このことにつきましては、今まで何回も質問をしておりますが、改めてお伺いをいたします。

深刻な物価高騰が続く下で、教育費における保護者の負担軽減や子育て世帯の経済的負担軽減の観点からも、学校給食費の無償化が今求められています。

昨年6月公表の文科省の調査によりますと、公立小中学校で何らかの方法で学校給食の無償化を実施中と答えているのは、全国で722自治体で4割にもなっています。小中学校で完全に給食を無償化している自治体数は547自治体、その無償化の目的につきましては、保護

者の経済的負担軽減、子育て支援との回答が最も多く、次いで少子化対策などとなっているところがございます。この調査の後も、全国各地では無償化が広がってきております。

給食の無償化については、来年度、2026年度に国として小学校から無償化が実施される予定となっています。

今年2月の自民・公明・維新の3党合意文書では、まずは小学校を念頭に地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する、その上で、中学校への拡大についてもできる限り速やかに実現するとされて、この6月の骨太の方針2025では、給食費無償化は令和8年度予算の編成過程において成案を得て実現するというふうに報道をされておるところでございます。

そこで、基山町の給食費の無償化について今後どのように進めていくのか、お伺いをいたします。

まず1つ目に、全国でも県内でも実施自治体が広がっているところがございますが、県内20市町で小中とも全額無償化をやっている自治体名をお答えください。

2つ目に、基山町は現在、多子世帯の負担軽減として18歳までの第3子に限って行っております。対象者の人数と予算についてお尋ねをいたします。

3つ目に、無償化を実施した場合の費用についてお尋ねをいたします。

まず1つ目が、小中学校児童生徒全員を対象にした場合の概算額、そして、次は小学校だけ、次は中学校だけ、そして、最後は小6と中3を対象にした場合、それぞれの概算額について説明をお願いいたします。

4つ目に、給食食材として有機栽培やオーガニック食材の活用が求められておりますけれども、基山町の現在の状況についてお伺いをいたします。

最後に、食材の地産地消、これについて現状どうか、お伺いをいたします。

質問の第2は、児童生徒の不登校問題についてお伺いをいたします。

文部科学省は昨年10月、2023年度に全国の小中学校で年間30日以上欠席した不登校の児童生徒は11年連続で増加して、全体の3.7%に当たる34万6,482人となって最多を更新したと、佐賀県内でも2,730人となっていると。これは過去最高というふうに発表をしています。つまり、子どもの不登校がこの10年間で3倍に急増していると。私の小中学校時代では、ほとんど考えられなかったことが今起きていると。

この背景についてでございます。

どう捉えて、どのようにすればなくすことができるのかと。今こそ不登校について、子ど

も親も安心できる対応、対策が求められているのではないかと思います。共に考えていきたいと思いますが、そこでお伺いをいたします。

まず1つ目に、この不登校とは児童生徒のどのような状態をいうのでしょうか。

2つ目です。基山町の不登校の人数をお伺いいたします。

3つ目に、親は子どもの不登校に戸惑って、自分の育て方に問題があるのではないかと自己責任論に基づき、自分を責め傷ついているとも言われています。悩みを1人で抱えずに、共に考える体制が必要だと思っています。

基山町の今年の教育プランでは、増加傾向にある特別な支援を必要とする児童生徒の対応、不登校児童生徒への支援なども喫緊の課題であり、それぞれのニーズに応じたきめ細かな対応を行っていく必要がありますと述べています。つまり、喫緊の課題であると教育プランの中では言っております。

また、基山町こども計画にも不登校、ひきこもり等に対する取組の推進を掲げています。さらに、来年度から始まります基山町の第6次総合計画の中でも、完全不登校児童生徒解消指標も示されているところでございます。そこには様々な対応策が述べられておるわけですが、そこでお聞きをいたします。

まず、アといたしまして、学校での相談体制はどうなっておりますか。

イとしまして、今度は学校外での相談窓口、これはどうなっておるのでしょうか。

ウ、教室に入れない子どもへの対応はどうなされていますか。

エ、登校できない子どもへの対応はどうしていますか。

オ、不登校の子どもを持つ「親の会」や「フリースクール」への公的支援は何かあるのでしょうか。

カ、不登校の子どもたちが安心して過ごせる学校外の施設はありますか。

キ、学童保育で不登校の子どもたちは受け入れていますか。

最後ですが、子どもを支えるには適切な情報提供が必要だと考えます。不登校に関する情報はどのように発信されておりますでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

それでは、松石信男議員の一般質問にお答えいたします。

まず1、学校給食の無償化についての(1)県内の無償化の実施状況を示せということについてでございます。

佐賀県内で小中学校の給食費を完全無償化している自治体は、太良町、上峰町、みやき町、玄海町、大町町、江北町で、唐津市も市として初めて今年度9月分から無償化を始めました。

また、佐賀市では、市立小学校に通う小学生の今年度3学期給食費を無償とする補正予算案が8月議会に上程されております。

次に、(2)本町は要件に合致する第3子以降に限って無償化を実施しているが、対象者の人数と予算を示せということについてです。

多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、18歳未満のお子さまをお持ちの御家庭で、第3子以降の基山町立小中学校に通う児童生徒の学校給食費を無償化していますが、対象者は151人、予算額は約710万円というふうになっております。

続いて、(3)無償化を実施した場合の概算額について問うのA、小中学生全員を対象にした場合ですけれども、全員を対象とした場合、予算額の概算ですが、年間で約8,760万円となります。

次に、イ、小学生のみを対象にする場合ですが、小学生全ての給食費を無償化した場合は、約5,980万円というふうになっております。

続いて、ウ、中学生のみを対象とする場合についてですが、中学生全ての給食費を無償化した場合は2,780万円というふうになっております。

そして、エ、小学校6年生と中学校3年生のみを対象にする場合についてですが、そうした場合は約1,770万円というふうになります。

(4)食材として有機栽培やオーガニックの活用状況はどうかということについてですが、昨年度では、町内で生産されたお米、サイマイモ、ジャガイモ、キャベツ等の食材を給食で10回活用しております。今年度も10回程度の活用を予定しており、供給可能な農産物の品目や時期などの情報を学校と共有しながら今後も取組の充実を進めていきます。

最後に(5)食材の地産地消の状況はどうかという御質問についてですけれども、食育の推進、地域の活性化、安全・安心な食材の提供という観点などから、給食の食材については、できるだけ地産地消の取組を行うようにしております。ブロッコリーやキャベツなどの食材などは町内産を使用するなど、地元の食材の使用も努めております。

次に、2、不登校の現状と対策についての(1)不登校とはどのような状態をいうかということについてですが、不登校は、心理的、情緒的、身体的、社会的な要因によって学校に行けない状態を指します。病気、災害などの理由を除いて登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあり、年間30日以上欠席した児童生徒を指します。

(2)基山町の不登校の人数を示せという御質問についてですが、令和5年度は基山小学校18人、若基小学校7人、基山中学校15人で合計40人、令和6年度は基山小学校15人、若基小学校3人、基山中学校15人で、合計33人となっております。

次に、(3)不登校を減らすため、児童生徒や保護者への支援について問う。ア、学校の相談体制はどうなっているかということについてです。

不登校児童生徒や保護者を支援するため、各小中学校では管理職を含む複数のチーム学校体制を構築し、一人一人の状況に応じたきめ細やかなサポートを行っております。

具体的には、児童生徒や保護者と日常的に接する立場にある担任だけでなく、教育相談担当や養護教諭などが相談窓口となります。

また、心理の専門家として、児童生徒や保護者の心の悩みに耳を傾けるスクールカウンセラーがカウンセリングを行ったり、教職員への助言等も行ったりします。そのほか、スクールソーシャルワーカーなども相談を受けるような体制を整えております。

続いて、イ、学校外での相談窓口はどうなっているかについてです。

学校以外の公的機関による相談窓口としては、町教育委員会、教育学習課が窓口となって、電話や対面による相談を受け付けております。また、町の教育支援センター「まいる一む」の支援員も保護者からの相談を受け付けております。そのほかには、県の「心のテレホン相談」や佐賀県教育センターにあります教育支援センター「しいの木」などが窓口というふうになっております。

次に、ウ、教室に入れない子どもへの対応はどうしているかについてですが、学校には来ることができるものの、教室に入れない子どもへの対応は、その子の心理的な負担を減らし、学校に居場所があると感じられるよう段階的なアプローチが重要になります。基山小学校には「さくらルーム」を、基山中学校には「相談室」を校内教育支援センターとして設け、そこに支援員配置をしております。若基小学校では保健室、校長室などでの対応をしております。

エ、登校できない子どもへの対応をどうしているかについては、学校への登校が難しい子

どもには教育支援センター「まいる一む」を紹介するなどしています。教育支援センターに足を運ぶことが難しい場合は、民間施設等において、不登校児童生徒を対象に、学習支援や体験活動などを行っているフリースクールの紹介などを学校や教育委員会から行う場合があります。家から出ることができない状況にある児童生徒に対しては、訪問支援員が自宅を訪問し、支援を行う制度なども県の事業として実施されています。

続いて、オ、不登校の子どもを持つ「親の会」や「フリースクール」への公的補助はあるかという御質問についてですが、本町においては、不登校の子どもを持つ「親の会」や「フリースクール」に対する公的な補助は現在ございません。

次に、カ、不登校の子どもが安心して過ごせる学校外の施設はあるかという御質問についてです。

学校外に不登校の児童生徒が安心して過ごせる場所としては、県立教育支援センター「しいの木」が佐賀市にあります。しかし、基山町から小中学生が気軽に通えるような場所にはないため、本町では、令和3年11月から保健センター内に教育支援センター「まいる一む」を設置しております。そのほか、鳥栖市にNPO法人によって運営されているフリースクールがあります。

次に、キ、学童保育で不登校の子どもを受入れを行っているかという御質問についてですが、学童保育、放課後児童クラブの対象者は、保護者が仕事や病気などの理由で昼間家庭におられない小学校に就学している児童が対象ですので、不登校の児童についても特に問題なく受入れは行っております。

最後に、ク、不登校への支援に関する情報提供はどのようにしているかということについてですが、学校あるいは教育委員会などから、別室登校の案内だけでなく、教育支援センター「まいる一む」に関する情報提供や、県が発行している「保護者のための不登校対応支援ガイド」などにに基づき、学校内外で受けられる支援や様々な相談窓口を紹介しているところでございます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それでは、引き続き質問をいたします。

学校給食費の無償化についてでございます。

県内実施自治体の状況についてお伺いをいたしました。9月から唐津市も加わって無償化ということになりますと、県内では1市6町が完全無償化というふうになります。

さらに、答弁にありましたように、佐賀市が8月の定例会に、これは3学期分だけというようにでございますけれども、小学校だけの完全無償化を打ち出したと。

そこで、さらにお聞きをいたしますけど、基山町のように一部無償化をやっている市町村について説明してください。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

一部無償化をしている自治体でございます。

まず、鳥栖市を含めまして、第3子以降の無償化など、中学3年生だけの無償化、それぞれでございますけれども、一部無償化している自治体は、基山町を含めまして、佐賀市が今こちらにありますように、中学生がまだやられておりませんので、佐賀市まで含めると8自治体となっております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そのように県内でも無償化が進んできておるという実態をお伺いしました。

実施した場合の費用の概算額についてお伺いをいたしました。

基山町の給食費は小学校で年間4万9,500円、中学校で5万8,300円というふうになっております。

小中学全員対象の場合は8,760万円、小学校だけは5,980万円、中学校だけが2,780万円、小6と中3を対象にした場合は1,770万円という答弁でございました。

県内では、今年度に入って鹿島市が小6と中3を実施しています。神崎市も同じく既に実施をしています。

基山町は多子世帯の負担軽減として現在、18歳まで第3子に限って行っています。151人が対象で710万円ということでございますが、私は非常に対象者が少ないのではないかと。

もちろん限っていますからね、少ないのは当然です。もうちょっと、無償化を第3子以降か

らでなくて、全ての子どもにお願いしたいという町民の声があります。基山町内でも無償化を求めて、署名が昨年719筆寄せられております。

1回目の質問でも申し上げましたけれども、今や国や各地方自治体が来年度から給食の無償化の方向で動いておりますが、さらに、二、三日前でしたか、福岡市が2学期から小中学校と特別支援学校、無償化を実施するというところで報道されております。

そこで具体的にお伺いしたいんですが、基山町が第3子だけに限る理由、これについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

まず、給食費について先ほど金額を言われましたけれども、小学生については4万9,500円と言われましたが、実際は700円町のほうで補助していますので、年間は5万7,200円になるかと思います。中学生が5万8,300円でなくて6万6,000円ということで、保護者負担額は先ほど言われた金額ですけれども、実際の給食費がそうなります。

あと、第3子だけやっているというところで言われましたが、あと、就学援助とか特別支援学級に在籍されているところには、特別支援就学奨励費として給食費の半額補助等も行っていきますので、実際補助している人数としては、全体で344人というふうになっていきますので、必要などころには必要な支援をというところで、町としても一応支援は行っているというふうには考えているところでございます。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

必要などころには支援を行っている。逆に言えば、それ以外は必要ないと考えますということだろうと思うんですね。第3子だけで、それ以上は必要ないんじゃないかと、基山町ではですね。

その辺、ちょっと町民の方に必要ないと思われる理由と申しますか、それについてちょっと説明してください。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

一方で、議員おっしゃるように、国のほう、また他市町でも補助はされている状況がどんどん広がってきていますので、今後、国の状況を見ながら、その辺の支援の拡大については検討すべきというふうには考えております。

実際、国のほうも、先ほど議員おっしゃったように来年度、小学校実現を念頭に3党合意もできている状況で、文科省の阿部文科大臣についても、この前記者会見がございましたけれども、来年度の予算決定をもって実現していくものというふうにおっしゃっていますので、来年度、国のほうが小学校の給食費無償化については実現してくれるのではないかと期待感を持っているところでございます。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

小学校だけは国に補助をお願いして拡充できるんじゃないかと。それ以外はちょっと無理ですというような受け止めをしたわけです。いや、そうじゃなくて、やはり国が小学校までやってくれる予定ですから、やはりもっと拡充していくと、中学校までするのかどうかですね、その辺はぜひ検討していただきたいと思うんですよ。いや、基山町はそれでもいいですと、いろいろありましてということ——そのいろいろがようっと分からんとですけども、例えば、財源として見た場合に、確かに全部やれば8,760万円というような言われ方、答弁もありました。その8,760万円については、今年度の当初予算のわずか0.96%なんです、当初予算で見れば。さらに、小6と中3の1,770万円は0.19%に当たります。いろんな意味で、やはり私は実現可能だというふうに見ています。先ほど国の動向を見てということですが、小学校までどうもやるようだ。それ以上については、現在考えられないということですが、ぜひ検討していただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

国がもし来年度から小学校給食費を無償化させれば、今の第3子以降の補助をそのまま来年度継続するということにはもしかしたらならないのかなと、拡充できる余裕が出てくるのではないかなという気はします。

実際、今現時点で町のほうで、およそ2,600万円程度、給食費は既に支援しているんですね、先ほど言った準要保護であるとか、特別支援学級とか、第3子を合わせますと。それから考えますと、幾らかこの予算を使ってというところは出てきますが、その辺についてはまた今後検討していく余地があるというふうには考えております。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ちょっと復習しますと、子育て支援の全体の中でいつも説明しているのは、給食費が一番最後にしているんですみたいな、そういう話を説明していくと。

もう一個だから大きいのは、保育園の費用なんですね。だから——いや、今教育委員会だから、保育園関係ないので言っておかないといけないと思ったのは、その保育園の費用と、今度は給食費のどちらを優先するかとかいうのも、多子世帯ではやりましたけれども、全体として給食費をやるのと、保育費を少しでも減らしていくのを、どちらを優先するかというのはまだ考えなければいけないので、何となくその費用が浮いたので、すぐに給食費に、ほかのところに戻すという話に、そういう短絡的にはならないかもしれないということだけは御理解いただきたいと思います。子育て支援全体で考えていかなければいけないんですね。だから、医療費なんかは当然、小中学校以外の赤ちゃんから幼児まで全部入るわけですから、だから、その辺のところもきちんと精査した上で考えていかなきゃいけない。もちろん、そのときに、国が本当に来年度からちゃんと動くかどうかというのを、今の国の状況を見ると何とも言えないところがございますので、そういう、そこに乗った形で議論していくのは非常に危険だと思いましたので、それと、教育委員会じゃない部分の子育て支援の予算がございますので、その辺も併せて議論して検討していかなきゃいけないということだけを申し添えさせていただきたいなというふうに思います。

今大事なのはその2つ、大きいところと言って残っているのはその2つなので、その辺のバランスを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今、町長から答弁がありました保育料の件ですね、これについては、以前の一般質問の中

で、ゼロ歳から2歳児の保育料は有料なわけですね。これについて無償化したらどうかということも提案をして、町長はそのとき検討したいと。それは国のそういう給食費の無償化絡みで検討したいというふうな答弁でございます。それもぜひ前向きに検討して実施をお願いしたいというふうに求めたいと思います。

最後に、給食食材としての有機栽培とかオーガニック、この食材の活用状況ですね、これは非常に健康な体づくり、食育というふうなことを答弁ありましたけれども、非常に大事な食材だというふうに言われておりますが、ちょっとこれ確認ですけど、そうしますと、現在、有機栽培とかオーガニックとかでは、米、サイマイモ、ジャガイモ、キャベツは、それを使っていますということですか。どうもそうでもなかごたる感じのするんですけど、そういうふうにちょっと私は、答弁の受け止めはそうだったのでですね。

もしないとすれば、何が基山町で有機栽培とかオーガニックで使っているのかですね。年10回ということでしたけれども、答弁ください。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

この有機栽培の食材については、農林のほうで手配しておりますので、私のほうから回答させていただきます。

今回、1点目の回答に出していました食材、お米、サイマイモ、ジャガイモ、キャベツ等については、令和6年度に提供したものでございます。その前、令和4年も一度提供しております、その際には、大根やキクイモ、その辺りのほうを提供しております。全て給食に使われている、この食材についてを全て提供しているものじゃなくて、その一部ですね、数量を供給できるものについて御準備させていただいたということで、10回ということなので、その回数この食材を提供しております。

町内の有機栽培、オーガニックの状況なんですけれど、令和6年度に農家の皆さんにアンケートを取りましたところ、おおよそ、全て回答が返ってきているわけではございませんけれど、回答によると、おおよそ40件程度がそういった栽培に取り組まれていると。

ただし、その中で、こういった給食等に提供できる農家さんについては、約10件程度という形になっているところでございます。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

10戸ぐらいが給食の食材として対応できるんじゃないかということですが、本当に給食の食材として、基山町がきちんと受け入れるということで、今も受け入れられているとは思いますが、そうなれば、私はさらに増えていくんじゃないかと。作った分については学校給食で全部使っていただくということが確約になってくれば、やはり増えていくんじゃないかと——安心して作っていただけるんじゃないかというふうに思いますので、その辺の活用をさらに進めていくということが、基山町の、特に中山間地を中心とした農業の発展にもつながっていくというふうに思っておりますので、それについては、引き続き取組をお願いしたいというふうに思います。

次でございます。不登校の現状と対策であります。

私もこれを質問するに当たりまして、なかなか大変な課題だなと。あんたならどやんすつとねと聞かれたら、分かりませんと言うたらちょっと語弊がありますが、しかし、勉強させていただきました、ある程度ですね。

それで、まず1つ目にお聞きしました、不登校とは児童生徒のどのような状態を指すんですかというふうなことで、答弁がありました。したくてもできないと、登校したくてもできないという状況にあるとか、そういう心理的、情緒的、具体的、社会的な要因によってというふうなことで言われています。そうだろうというふうに思います。

そこで、さらにそのことでちょっと認識を深めたいと思っております。

不登校とは、子どものせいではないと。不登校を怠けとか弱さというふうに捉えたり、親の甘やかしだという見方は間違いではないのかと。子どもが具合が悪くなるような学校に行くと、学校に行くと具合の悪うなると、そがんでまで行かなでけんとかい——あつ、基山弁はあんまり使わんがいいので。どうじゃろうかというふうに思うわけですね。

それで、やはり学校に行くことが私は義務ではないというふうに考えるんですけど、その辺の見解をお願いします。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

確かに、以前は学校には行かなければならないという風潮が、そういう考え方が固定観念

としてありましたので、昭和の指導で言うと、行かないなんてとんでもないということで、先生も家まで迎えに行き手を引っ張って連れてくるとか、泣いていても無理やり来なさいとかいったこともしていた頃がありました。友達に迎えに行かせたりとか、様々なことをしていたわけですが、そうではなくて、今様々な不登校に対する捉え方というところで、誰一人学びとして継続できればそれでいいのではないかということで、学校以外の選択肢も設けられて、様々な居場所が今つくられているんだというふうに思っています。

不登校についても、必ず学校に戻すということではなくて、それぞれの学習スタイルというか、そういったところで教育支援センターの拡充だとか、学校においても別室を文科省の予算で付けたりとかしているところですので、以前とはかなり考え方は変わってきているというふうには考えております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

本当に子どもたちは、先ほどの答弁でもありましたように、学校とか、それから、社会の中で大変傷ついているという状況にあるんじゃないかと。

私は本当に休むことはもう絶対に必要だと、学校に行こうとするだけで具合が悪くなると。こんなときに無理やりでも昔はやらせよったわけですが、休むことをちゃんと保障することが必要だというふうに思います。

次に行きます。

基山町での不登校の人数をお尋ねいたしました。令和5年度は40人、昨年が33人ということでございますけど、ちょっとこれも調べてみたり、町内の保護者の方に聞いてみたりしますと、うちの子どもは3日間不登校でしたとか、不登校という言葉が正式なあれじゃないですけど、3日間行きませんでしたとか、それはいじめに遭いよりましたからとか、28日、29日で30日欠席はしていないけれどもということをお聞きしていました。

不登校の中には、そういう意味で年間30日の欠席にはならないけれども、同じような悩みを持っている、この30日未満の欠席がいるわけですね。この人数についてどれくらいなのか、把握をされていると思いますのでお答えください。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

今、議員おっしゃいました、年間30日未満の不登校傾向のある児童生徒でございますけれども、令和6年度で見ますと、基山小学校が9人、若基小学校が4人、基山中学校が18人、合計の31名となっております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そうしますと、相当増えていくという格好になります。

そこで、登校できない子ですね、学校に行けない子どもへの対応でございます。

答弁で、訪問支援員が家庭訪問しておりますというようなことだったと思います。これはどのくらいの頻度でなされておりますか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

県の訪問支援事業についてですけれども、ここまで受けるという児童生徒は、基山町では、該当者は基本的には小中学校で1名年間いるかどうかというところであります。

これは、県のNPOのスチューデント・サポート・フェイスという団体に委託してやっているんですけれども、実際、基山町においても利用されているお子さんがおられますけれども、定期的に家庭訪問を行っているというところでもありますけれども、なかなか本人とは会えなかったりとか、お母さんとの必要なやり取りを行ったり近況を聞いたりしているというふうなことで、定期的に教育委員会にも報告をいただいているような状況です。

やっぱりこういう完全なひきこもり等がないようにということで様々なアプローチを行って、社会的な自立ができるようにということで、全体できめ細かなサポートをしているという状況でございます。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

もうちょっと調べてみますと、教育機会確保法というのがあるようです。それでは、毎月1回する必要があるということが述べられていると。その情報はちょっと持っておりません

けれども、いうふうになっていますから、確かに訪問して留守とか、いろいろあると思いますけど、それはぜひそういう方向で、やはり子どもさんの状況、保護者の状況、これをきちんとつかんで対応していくということが必要だと思いますので、県はそのような——県といいますか、委託してあるんですけど、立場で、留守であっても、そしたら次行こうと、月1回は少なくとも訪問しているということでもいいですかね。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

先ほどの分は県の事業を活用した分での回答なんですけれども、それ以外にも当然、家庭訪問として担任が週1回、電話連絡を月2回、あるいは「まいる一む」からもアプローチをしたりとか、中学校には不登校加配もおりますので、加配教員が家庭訪問したりということで、県の事業だけでなく学校のほうも様々な形でアプローチを行っているのです、その必要最低回数とかよりもきちんとした支援を行っている状況であります。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

分かりました。

そこで、教育支援センター「まいる一む」とか「フリースクール」についてであります。

公的支援はありませんというふうな、町として公的支援をしていませんということですが、これは全然ないわけですか、県も国も。ちょっとその辺を確認したいと思います。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

「フリースクール」や「親の会」への国県からの支援はありません。自治体によってはされているところがあるかもしれませんが、県内においてそういった支援はされていない状況ですので、昨日の報道等を見て不登校の特集があっただけでも、やっぱりそういった不登校のお子さんをお持ちの方の御家庭は仕事も結局、家に子どもがいるから辞めなくちゃいけないということで、仕事も離職して収入が減ってしまう、並びに「親の会」とか、こういった「フリースクール」へのお金もかかるということで、そういったところが非

常に問題だという記事は見ましたので、今後また国や県からもそういった支援も見直される時期が出てくるのかもしれないなどは感じたところでございます。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ぜひ支援を町としても求めてもらいたいし、できれば町としてもするということを検討していただきたいと思います。

そこで、具体的に「まいる一む」、教育センター2階にあります「まいる一む」の件でお尋ねをいたします。

まず、通っている子どもさんの人数ですね、大体平均どのくらいという。

それから、昼食ですね、昼食はどうなっておりますか。

それから、支援員は足りておりますでしょうか。

以上、3つお答えください。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

「まいる一む」の現在の使用の状況でございますけれども、今利用されている、その日によって違いますけれども、来られている方は全部で15人がいらっしゃいます。全く来なくなった子も当然この中には含まれておりますけれども、4、5、6、7月で今15人が数えられます。

それから、お食事については、自分でお弁当を持ってこられたり、ちょっとカップラーメンとかも持ってこられたり、そういう方の子は、職員と同じように昼休みに炊事場に来てお湯を入れて、職員とお話を交わしたりとか、そういうふうな交流も町独自のといいますか、そういう社会的な触れ合いとかもありますし、その子たちが横で仕事されている職員を見ていろんなことを感じたりもできておりますので、そういうふうな「まいる一む」のいいところもございまして、利用状況としてはそういう状況でございます。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

幾らか補足したいと思いますけれども、まず、利用人数については先ほど登録者数等を課長のほうで答弁しましたけれども、日によって先ほど言ったように違いますけれども、二、三名であったり、多い日は10人来ていたとか、そういった日もあります。

支援員について足りているかということですが、お一人でいただいておりますが、まあまあ厳しい状況かなというふうには考えています。

県の教育支援センター、1答目で答弁した分、「しいの木」というのがあるんですけれども、そこは県立教育支援センターで20市町の子どもたちが来るというところですが、合わせて9人しか登録していなくて、そこで支援をしていますけれども、支援員2人と職員1人で3名体制でやっているんですね。なので、県のほうには、県立教育支援センターの役割は私は終えたんじゃないかと。どこにもなかったときに県立式支援センターできたんですよね。その分を市町の支援に回してほしいというふうな願いをしたところです。

ただ、なかなか賛同してくれる市町がいなくて、応援射撃がなくて、人によっては、私が15年前に学校教育課にいるときにつくったから、ぜひ続けてほしいとかいう方もおられて、ちょっとちぐはぐな面もあったんですけれども、県からも不登校コーディネーターというのを定期的に巡回していただけるような制度は始まったんですよ。その辺についても、20市町ありますから、なかなか来ていただけないというところもありますので、県の支援等も借りて、やっぱり少し手厚く今後サポートしていかなくちゃいけないなと思っているところです。

あと、昼食については、先ほど言ったようにそれぞれが弁当を持っているという状況ですが、ほかの市町では学校に戻って食べさせているというふうなところもありましたので、今も希望者によっては学校に戻って昼食を取ったりとかする子もいますので、今そういう状況ではございます。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

昼食でカップラーメンとはちょっと驚きましたけど、弁当ということで、どうなのかなというふうには感じは、当然この件についてちょっと述べますが、支援員については、やはりもう少し増やしてほしいと、充足が必要じゃないかというふうな見解を述べられたというふうに思っています。確かに教育長の言われるとおり、県に集中させればいいという問題じゃない。やはり身近なところに、歩いて行けるところにフリースクールなどがあると、こ

れが私は非常に大事だと思います。

ですから、そういった意味では、全く同じ考えでございますので、ぜひともその辺は、ほかの自治体の協力が得られないからということもあるかもしれませんが、これだけ不登校が増えてきている中に、本当に考え直してほしいと。基山町を充実させたいんだという立場でぜひやっていただきたいというふうに思います。どうですか、すみません、もう一回。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

各市町の教育支援センターというところで、それぞれの市町、基山町の子どもは「まいるむ」、鳥栖市の子どもは名前が何でしたか、「みらい」に行っている状況なんですね。

以前、うち基山町になかったときは、鳥栖市で基山町の子ども受け入れていた頃がありました。ただ、財政課から、何で基山町のほうが鳥栖市に来ているのみたいな話があって、基山町の子はもう受け入れませんというふうにあるときからなったんですけれども、ある程度そうやって県の支援が入れば、基山町のところには行きたくないけど、鳥栖市に行ってみようかなとか、あるいは鳥栖市の子ども弥生が丘の子とか、鳥栖市のほうは行きたくないけど、基山町ならちょっと行ってみようかなということで、相応に不登校の子とか、特にそういう傾向があると思いますので、双方に利用できる環境が整うんじゃないかと思っているところなんです。そういったところも含めて、県のほうの支援もさらにいただけないかなというところは考えているところです。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そういう親の会とか、フリースクールへの公的支援の件ですけれども、文科省の調査では、フリースクールなどに通うために必要な入学金は、平均5万3,000円、毎月の利用料が3万3,000円、それに交通費がかかるというふうな調査結果も出ています。

それと、特に貧困家庭の子どもの不登校も問題になっておるわけですが、貧困家庭の子どもさんの不登校のうち、8割ですね。貧困家庭の子どもさんで、不登校に占める8割がフリースクールに通うお金がなくて、子どもたちは家にいると。学習は何もやっていないとアンケート結果に回答されている調査結果もあります。これは認定NPO「キッズドア」とい

うところですが、私は、本当にそういう意味では、貧困家庭ほど悪く言えば放置されざるを得ないということになりはしないのかと。せめてフリースクール、せめてという言い方はちょっと悪いとは思いますが、フリースクールに、お金の心配はなくて、通われるような、やっぱり支援策がやっぱり必要だと私は思うんですよ。ですから、そういう点も、今ここでどうのこうのは言えないかもしれませんが、やはり県や国に、私は実態も報告しながら提案してもらいたいと。課長会議とか教育長会議とかもありましようから、というふうに思います。どうお思いですか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今、高校の授業無償化等も言われていますけど、高校の授業無償化も大事かもしれませんが、義務教育で学校に行けなくて、そうやってフリースクールに通うというところでの支援というのは、何らか国、県にも働きかける必要があるかと思っておりますので、今後またそこについては勉強していきたいというふうに思います。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

不登校の子どもを持つ保護者の方から、毎朝、学校に休みますと連絡を入れなければならないと。そうすると、食べていない給食費も支払わなければならないと、そういう声が出ています。

ぜひそういう負担をなくしてほしいという声があります。現状はどうなっていますか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

不登校のお子さんに関しては、担任と保護者と相談した上で、来れそうですかということであれば給食は止めませんが、なかなかもう来れていない、もう不登校傾向にあるところについては給食費を止めて、来れた日については欠席分とかで対応するというのが一般的だと思いますので、ずっと休んでいる子が給食費を払い続けているという実態はないというふうに思っていますので、もしそういうのがあれば、ぜひ学校並びに教育委員会

言うていただければ、そこはストップできますので、ぜひ御相談いただければというふうに思っております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

全国的な調査結果ですので、基山町はそういうことはありませんということで確認させていただきたいと思います。

最後ですけれども、何で不登校児童生徒がいろんな対策、対応をしているにもかかわらず、毎年がん増えるとかかと、そこを思うわけですね、なし減らんやろうかと。ちょっとですね、思います。

これは、私のある本を読んで思ったんですが、最後に紹介したいのは、過去、それまで10年以上横ばいだった不登校は、2012年から急に増加したと、2012年からですね。2020年には倍加しましたと。それはちょうど、全国学力テストをなどが入り、教育を競争と管理に置くと、そういうことが学校に押しつけられた時期と重なっているというふうな見方があります。そうしますと、本当にかわいそうと。まさに政治的な、構造的な問題だというふうに私は思います。この側面は私は確かにあると。だから減らないと。現場は苦勞して頑張っているにもかかわらず、なかなかということになっているんじゃないかということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（末次 明君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時51分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、工藤絵美子議員の一般質問を行います。工藤絵美子議員。

○1番（工藤絵美子君）（登壇）

皆様こんにちは。1番議員の工藤絵美子です。傍聴にお越しの皆様、本日は大変暑い中に、またお疲れのところ足をお運びいただき、誠にありがとうございます。最後までお付き合

いただきますと幸いです。

まず初めに、戦後80年という大きな節目を迎えたことに当たり、私ごとではありますが、一言申し上げます。

子どもと共に、改めて過去の歴史と向き合い、これから先の平和について考えた夏でした。

大正2年生まれのお祖父は、久留米西部第54部隊として戦地に向かいました。昭和17年の広東大空襲で左大腿動脈を切断し生死をさまよいましたが、幸いにも一命を取り留めることができました。しかし、部隊の多くの仲間は戦死されたとのこと。虎に食われたり、精神が錯乱して命を絶った仲間もいると話していたのを思い出します。コウリャンとバナナで生きていた、バナナはもう要らんとも言っていました。単に食べ飽きたのではなく、味や香りでよみがえるつらい記憶があったのだらうと思います。

「この非国民が」、これは、私が小学生か中学生の頃、お祖父に言われた言葉です。世は平成でしたから、初めは冗談かと思いました。お祖父にどなられたのは、後にも先にもこの1回だけです。そのとき私が何をしていたかという、グレープフルーツに砂糖をかけて食べていました。お祖父は専業農家で、ミカンやハッサクも栽培していました。ちょうど牛肉・オレンジの自由化について報道された時期でもありました。今もずっと残るお祖父の言葉、お祖父の中では戦争が終わっていなかったのかもしれない、今はそう思っています。

今日私たちが当然のように享受している平和と繁栄は尊い犠牲の上に成り立っているということを心に置き、平和な未来のために努力していきたい、そう思いました。

少し長くなりましたが、本題の質問に入りたいと思います。

質問事項は1つ、猛暑対策と子どもの遊び場確保についてです。

記録的な猛暑が続く中、熱中症のリスクから屋外での活動が制限され、特に子どもたちが安全に遊べる場所が少なくなっています。

現在、小学校のルールでは河川での遊泳は禁止されており、町内に河川プールや室内プールといった代替施設もありません。このような状況では、子育て世代にとって大きな課題です。子どもの体力づくりや社会性を育む機会が失われるだけでなく、熱中症の危険から身を守るための選択肢も限られているのが現状ではないでしょうか。

本町の取組の現状と今後の方針について質問いたします。

1、本町における河川プールや親水公園の設置の可能性について過去に検討されたことがあるか。また、その際の課題や結論はどのようなものであったか、見解をお示しください。

2、乳幼児期の体力、運動能力向上のための取組と、その成果、課題についてお示しく
さい。

3、町立学校児童生徒の体力、運動能力の現状についてお示しく
さい。

4、子どもの体力、運動能力の向上のための学校における取組とその成果、課題について
お示しく
さい。

5、町内に流れる河川において安全対策を講じた上で、子どもたちが水遊びできるような
場所を設けることは可能か、見解をお示しく
さい。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

工藤絵美子議員の一般質問に答弁させていただきます。

私のほうから、1の猛暑対策と子どもの遊び場確保についての中の(1)、(2)、そして、
(5)について答弁させていただきます。残りを柴田教育長が答弁いたします。

(1)本町における河川プールや親水公園の設置の可能性について、過去に検討されたこと
があるか、また、その際の課題や結論はどのようなものであったか、見解を示せというこ
とで
ございます。

私が町長になって9年半なんですけど、なつてから、河川プール、親水公園について議論し
た記憶はございませぬ。また、今回この質問がございましたので、担当課等に調べてもら
ったんですけど、過去に具体的な検討をしたことはないようです。

水場を利用したこれらの施設の整備は、急な増水や水難事故、それから転倒によるけがの
多発など、安全性の問題に加えて、清掃、点検や水質管理など、維持管理とその費用に課題
が出てくるかというふうには思っております。

(5)で、これの続きというか、結論みたいなものがあるんですけども、もう一つは河川
の構造もあるかなと思つて。今回この質問が出たので、御手洗の滝と、それから四阿屋と、
それから河内ダム、3つ見に行きましたけど、やっぱり川の構造等がもう全然基山町と違
うので、すばらしい施設だなと思つた次第でございませぬ。その辺はまた後でお答えしたいと思
います。

(2)乳幼児期の体力、運動能力向上のための取組とその成果、課題について示せというこ

とでございますが、乳児期は神経機能の発達が著しく、体力、運動能力の基礎をつくる大切な時期だというふうに考えております。本町では、検診や訪問等で月齢に応じた成長、発達状況を保護者の皆さんと一緒に確認していただいているところでございます。

2か月児訪問では、発達を促すため、腹ばいの時間をつくることや体に触れることの大切さを保護者に伝えておるところでございます。その後も健診等で、遊びを通して発育を促すための方法を提案し、その経過観察を行い、子どもの成長や発育、発展を見守っているところでございます。

また、保育所や認定こども園等では、それぞれの園で特色を生かした活動が実施されており、体力、運動能力の向上が期待されます。例えば、基山保育園では園庭でのボール遊びや水遊び、室内での卓球や組み体操、総合公園でのマラソンや遊具を利用した活動など、運動や遊びを活発に行い、伸び伸びとした心と体づくりを目指しております。マラソンでは、成長するにつれて体力の向上が見られておりますし、卓球では、会を重ねるごとに楽しく運動できるようになっております。

さらに、本町では令和2年度から就学準備事業の一環として、年長児を対象に、さくら・さくらんぼリズム遊びを推進し、就学へ向けて、心と体のバランスを整える取組も行っているところでございます。

最近の課題といたしましては、夏の猛暑が非常に最近強いことになっておりますので、夏に屋外で遊ぶ機会の制限、暑い日は制限をかけるということにしておりますので、そういった制限をかけなければいけないということが、今の時点では非常に大きな課題となっているところでございます。

(5)町内に流れる河川において、安全対策を講じた上で、子どもたちが水遊びできるような場所を設けることは可能か、見解を示せということでございます。

水場を利用して子どもたちが遊ぶ施設を町に整備することは、安全面や経済的な側面から難しいというふうに考えておるところでございます。先ほど申しましたように、3つの施設、やっぱり構造的にもすごくすばらしい自然の構造を持っておりますし、あれに並ぶような場所も果たして基山町にあるのかどうか、私が知る範囲ではないかなというふうに思っております。また、筑紫野市にも同様の施設があるということで思っておりますので、逆に、例えば基山っ子みらい館の子育て交流広場には町外からたくさん子どもたちが遊びに来てくれたり、それから、多世代交流センターのキッズルームにも町外からたくさん子どもた

ちが来てくれますように、それぞれの地域で、鳥栖市と、小郡市と、基山町、全部を合わせても面積は全国の自治体の平均よりも狭いぐらいの面積でございますので。

それから、あと図書館なんかもそうなんですけれども、それぞれの自治体に同じようなものを造るという必要は全くないんじゃないかと思っておりますので、この3つにつきましては、基山町の子も鳥栖市のほうは利用できるようになっておりますので、そういったすばらしい近隣の自然の溪流を生かすようなそういう安全な遊び場が本当にございますので、まずは——ただ、そういう遊び場があるということをお聞きしない方も多いかというふうに思っておりますので、その辺りのところをまずは皆さんに知っていただいて、行っていただくことからスタートしていったらいいんじゃないかなというふうに今思っているところでございます。

先ほど申しましたように3つもありましたが、基山町の方々にもそのところどころで挨拶されたみたいなきともございましたので、ああ、基山町の方がたくさん来ているんだなというふうに思った次第でございます。

私のほうからの1答目は以上でございます。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんこんにちは。それでは、私から工藤絵美子議員の一般質問にお答えいたします。

まず1、猛暑対策と子どもの遊び場確保についての、(3)町立学校児童生徒の体力、運動能力の現状について示せという御質問についてです。

令和6年度体力・運動能力調査を活用し、体力テストの各種目、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの合計得点について全国平均と比較しました。小学生の体力、運動能力は平均よりもやや低い学年もありましたがおおむね全国平均程度で、中学生は若干全国平均を上回っているという状況でした。

(4)子どもの体力、運動能力向上のための学校における取組とその成果、課題について示せということについてですが、小学校においては外遊びを励行し、朝、昼休みなどに体を動かすよう声かけを行っております。また、体力テストの結果を受け、佐賀県スポーツチャレンジという企画にある種目に取り組んでいる学級もあります。しかし、夏は熱中症予防の観点から、外遊びの推奨も難しくなっているというところがあります。

中学校においては、多くの生徒が運動部活動に所属しており、ふだんから体力や運動能力を向上させる機会を得ております。中学校の課題は全国的な傾向でもありますが、小学校よりも生徒間の体力差が出てきていることにあるかと思えます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

2回目の質問に入らせていただきます。

今年、キリンホールディングスが行った子どもの外遊びに関する調査では、去年の夏、子どもの外遊びをやめたことがある親が93.4%、夏の間の運動不足への不安は77.2%とのことです。最も活動量が少ない季節は夏という結果が出ているように、夏の不活動な習慣が定着してしまうと、成人期以降も不活動になってしまう、つながっていくという指摘もあります。

先ほど町長、見に行かれたということで伺ったんですけれども、お孫さんもいらっしゃいますが、一緒に遊びに行かれたことはありますか。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

孫はまだ4歳になったばかりなので、そういう水遊び場について行ったことはございません。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

4歳でも十分に楽しめるような施設になっていますので、ぜひ一緒に行って楽しんでいただければと思いますが、健康増進課、こども課、教育学習課では、様々な取組をされているということで伺いました。共通しているのは、猛暑の影響によって屋外で遊ぶ機会が制限されている、この課題が一番かなと思います。

子どもたちに必要な遊びや活動は、保育や教育の現場のみで解決できるとは思っていません。だからこそ、町全体で課題にしっかり向き合っていかなければいけないと、そう思っています。

まず、健康増進課長にお伺いします。

子どもの健康と外遊びの必要性についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（末次 明君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

外遊びが減少したことで、運動能力の低下とかにもつながることがあると思っております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

今御質問したことは子どもの健康と外遊びの必要性だったんですけど、外遊びをすることで子どもの健康にどう影響するのかというところに、もう一度御回答いただけますか。

○議長（末次 明君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

外遊びをするときに、走るとか、ジャンプするとか、投げるとか、そういう運動をすると思うんですけど、そういうときに自分で考える力を持ったり創造性が育ったり、自分の意思で体を動かすという運動領域が育ちます。外のものを見ることで、動体視力が育ったり、危険を避ける力とか、スポーツを楽しむ力につながると思います。また、皮膚に関しては、しっかり汗をかくので、汗腺の開閉がよくなったりして体温の調節がうまくなったりして、さらに風に引きにくくなったりということにつながると思っております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

多岐に渡って、外で遊ぶということが子どもの健康につながっているということを今おっしゃっていただきました。

こども課長にお伺いします。

外遊びが子どもの成長、発達に与える影響をどのように考えられて考えておられますか。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

外遊びでは、やはり自然を感じて、肌で風を感じるとか、そういったことも大変子どもの発達的には大切なことかなというふうに思っておりまして、こども課としてといたしますか、こども課では保育園や幼稚園など就学前の施設を所管しておりますので、そういったところに預かるお子さんたちにも、十分に外遊びや遊びを通して自然を感じる体験というのを積んでいただきたいなというふうに考えているところでございます。

ちょっと答えになっていないかもしれませんが、申し訳ございません。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

外遊びをすると、特に乳幼児期から小学生にかけて体を動かすということが、体力や運動能力の向上だけでなく、脳の発達を促すということも既に御存じのことかと思えます。

全国的にも、子どもの体力低下と学力低下は問題になっているところだと思えますが、学力に関しては、新型コロナウイルスの影響も一つの要因として挙げられています。この間、十分に学習ができていなかったということもあるかもしれませんが、遊びなどの身体活動が制限されていたことが大きく影響しているのではないかなというふうに私は思っているところです。

もう一点、視力についてです。

私、基山小のPTAもさせていただいているんですけども、学校保健安全委員会での報告ですけども、令和7年度、裸眼視力が1.0未満の児童が31%とのことでした。これは基山小に限ったことだけじゃなくて全国的な傾向のようですけども、中学生では60%、高校生では70%の生徒が1.0未満ということで、非常に近視の子どもが増えているということが分かりました。

外遊びによる太陽光の刺激は近視の予防や進行抑制ができ、日光に当たる、外遊びが少ない子どもは近視になりやすいと言われていています。外遊びを1日に2時間程度することで、近視の発生率が減少するというデータも出ています。視力の面からも、子どもの外遊びの必要性が高いと言えます。

基山町の子どもたちの現状においては、小学校ではおおむね全国平均ということで、下回っている学年もあるというふうに伺いました。この結果をどのように分析されているので

しょうか、教育長お願いします。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

体力については改めて調べてみると、全国平均よりも劣っているところが、特に小学校については見られるなというところは感じたところです。特に男子と女子を比べると、女子のほうが幾らか低いというふうな結果でした。ただ、最初に見たときに物すごい低いかなど思ったんですけど、よくよく調べてみると、若干落ちる学年があるというところぐらいでしたので、大きく全国から比べて基山町の子どもたちの体力が劣っているという状況ではないと思うんですけども、どちらかというやや低い傾向にありますけど、中学校になると全国平均よりも高くなっている状況がありますので、徐々に――通学距離とかもあるのかもしれませんが、子どもたちの体力については、おおむねそこそこいっているのではないかなとは思っているところです。

ただ、1回目の答弁でも申しましたように、中学校になると、すごく部活動で頑張っている子どもと、やはり幾らか室内で過ごすことが増えて、体を動かす機会が減って運動習慣がなくなっているお子さんというのがおられますので、その辺についてはやっぱり運動能力とか、運動習慣をいかに維持していくかというところは課題かなとは思っております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

先ほど、こども課と健康増進課の取組も伺いましたし、さくら・さくらんぼリズムに関しても7年間実施されているというところで、現場現場では一生懸命にされている。やっている結果が、今、小学校だったり、中学校だったり、そこら辺の結果につながってくるんだと思うんですけども、やっぱり成果というのがそこで見えてくるのかなというふうには思います。

なので、まだまだ課題はあるのかな。ただ、学校でできる時間、外遊びに関しても、かなり暑いですので、子どもたちも自分たちで熱中症指数を見て、あっ、今日は無理だ、自分たちで判断できるぐらいにはなっていて、可能な時間はなかなかないので、その辺をどうしていくかというところだと思っています。

中学生になったら、ある程度本人の思考とか、得意不得意とかで、運動が苦手な生徒さんもいらっしゃると思います。ただ、二極化が起こっているのであれば、何か平均では図れないところがあるんじゃないかなと。だから、平均値を上げるというところに取り組むというよりは、幼少期から継続して外遊びとか、スポーツを楽しむというところが必要なのかなというふうに私は思いました。

学校での学習による知識の習得というところも大前提としてなんですけれども、体力と学力を切り離さず、幼少期から運動や遊びによって学力向上につなげる、ちょっとフレーズを何かいいのいいかなと思って考えてみたんですけど、遊びが学び、学びが遊び、夢中になって育つ町、基山みたいなテーマで、とにかく外遊びを推奨して、体力、学力ともに向上する、そんな町を目指してはどうでしょうか。町長いかがですか。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

多分、ちょっと前は、基山町はそれに相当近かったかなと思います。例えば、キャンプ場の活用みたいなものが町外からの活用は増えているんですが、町内の活用はどんどん減っている状況なので、昔はいろんな団体や地域の取組であったり、もしくは町全体のいろんな子どもクラブとか、いろんな青少年育成とかでキャンプしたりしていたのが、今現実には減ってきていると。もちろん、個別の家庭においても、私が親の時代は大体子どもを連れてキャンプに行ったりしていたんですが、今はあまりそういう活動も少なくなっているかなと思いますので、どういうふうにしたらそういうものがもう一回増えてくるのかなというのは正直考えてはいるんですけども、なかなかいいのがない。むしろ、私の娘なんかは小さい頃からスイミングに行っていましたので、4歳児、さっき水遊びと言われましたけど、水遊びどころか、プールに連れていっているという感じになっているし、残念ながらじいじはあまり口出しができない、そういう状況なんですけどね。

だから、そういう町全体、それから個別の家庭において外遊びをもっと推奨するようなそういうことを、どうしたらやっていけるかなというのはいつも考えてはいるんですけど、なかなかこれはというのがなくて、むしろどんどんそれが衰退化していっている感じはしているところがございます。

だから、小学校がどうしても今言われたような感じになって、中学校になると自身でクラ

ブ活動とかをばりばりやっていくので体力が戻っていくみたいな、そんな感じなのかなと、今、教育委員会の答弁を聞きながら、そういう感想を持っていたところでございます。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

なかなか、皆さんそれぞれの方に届けるというのは難しい状況なのかなと思いますけど、何でしょう、さっきフレーズじゃないですけど、とにかく町はこれをやりたいんだというのを、全然面白くないギャグも、ずっと言い続けていればちょっと面白くなってくると、ちょっと違うかもしれないですけど、何か言い続けるってすごく大事なのかなと思いますので、1つ何か絞るといのはすごく大事なことかなと思います。

午前中に松石議員が不登校児の増加について述べられていましたけれども、その辺り、遊ぶということに関して言えば、遊びこけている中で、自己肯定感であったりとか、自己効力感であったり、何かその辺が育つと少し自信もついて、学校にも行きやすくなるのかなというふうになんか思ったところなんです。

私は、以前からよく山本こども課長と話すことがあるんですけども、やっぱり大切なのは生活習慣。その中のどれか一つでも軌道に乗ればいい循環が生まれる。外遊びをたくさんすれば、遊びから入ると腸の動きもよくなる、おなかがすく、食欲が出る。しっかり食べていると便も出ます。昼間にしっかり活動すると夜は眠たくなります。睡眠が十分に取れます。そして、おなかがすいて目が覚める。このように、人間の土台の部分育ててくれます。

子どもたちは外遊びがしたいと思っていますが、熱中症指数が高い日は我慢しています。親も子もストレスを感じています。近年は、1年の約半分が熱中症の警戒をしなければならなくなったのかなというふうに思います。暑いのは7月とか8月だけじゃなく、5月から10月ぐらいまで暑い時期があって、半年間にわたり屋外の活動に影響が出ているような状況だと思います。

昨年、私と子どもたちで実は秋光川で遊んでいたんですけども、大人の通行人の方からずっとその様子を見られていたんですね。何かにかやかに見られているのではなくて、明らかに穏やかな表情でないということはすぐに分かりました。きっと、注意をしようか、どうしようかと思っていらっしやったのかもしれませんが、ちょっとそのまま上がらずに遊び続けたんですけども、ある方は、子どもと川で遊んでいたら、これも本当、浅瀬で足をつけ

ていた程度だそうですけれども、通報されて、後日、学校から注意を受けたという方もいらっしゃいます。

学校のルール、ちゃんと長期休暇の前には紙が配布されて、そこに必ず書いてありますので、それがルールだと思いますけれども、まあ、心配していただけるのはありがたいんですけれども、自分の子ども時代からすると、すごく窮屈になったなというふうに思っています。公園も暑い、川も駄目。しかし、基山町は自然に恵まれています。きれいな水もあります。川から水を引いて遊べる場所が町内にあれば、どんなにいいんだろうと思います。

水場を利用して子どもたちが遊ぶ施設を町で整備することは、経済面のところから困難であるという答弁をいただきました。安全面の課題とは、ちょっと書いてはありましたが、具体的にどのようなことですかね。それで、何をもって安全だと判断しますか。これはどなたに――佐藤商工観光課長お願いします。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

安全面としましては、やはり最近テレビでも結構報道があっていますが、やっぱり水遊びでの事故ですね。そういうのが結構、海とかよりも最近は川とかで遊ぶ子どもの事故というのが報道でも多くなっていると思っております。

それと、やっぱり滑っての転倒のけが、そういったのがあるんじゃないかなと思っております。

事故については、そういったのが多いんじゃないかなと思っております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

どんな状況が安全なのか、ちょっとその辺りをお願いいたします。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

やっぱりそういった事故がないように、見守りですね。人の配置、そういったのも必要になってくるんじゃないかなとは思っております。

水遊びになると、どうしても子どもたちだけで遊んだりということがあると思いますので、大人の目が届かないところもありますし、水場では急に深くなっているところ、そういったところも子どもはなかなか分からないところもありますし、雨が降ってきたりすると急に増水して、川の流れが速くなったりすることもありますので、そういったところに注意をする必要があると思っております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

大人などの見守る人がいるということが安全を保つためには必要だということ、分かりました。

急に深くなるとか、増水するというのは普通の川でのことかなと思うんですけど、もし河川プールとかを造るとなれば、そこら辺の構造はある程度配慮して造られると思うんですが、河川プールを整備するに当たって、何かクリアすべき具体的な安全基準とか、ガイドラインとかはあるんでしょうか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

基本的には、そういった基準とかについてはその施設施設で整備をするところによって違ってくるとは思いますけど、そういった設備を整備するには、河川になってきますので、どうしても県との協議も出てくるとは思いますので、基山町自体でそういった河川等について整備することは、単独では難しいんじゃないかなとは思っております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

安全面に配慮した施設を計画すればよいと思うんですけども、例えば、河川そのままを遊べる場所にしようというのはかなり難しい話だと思うんです。それこそ雨が降れば増水するし、流れも速かったりとかありますので、どちらかというとな河内河川プールですかね。川から水を入れて、また川に戻す、そこが遊べるところになる。そこだったら、かなりコントロールができるのかなというふうに思っています。いかがですか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

今、議員おっしゃられたように、河内のように、川のほうから1回水を引いて河川プールを造るようなところがあれば安全面も大分いいかなと。そういった川の流れなり、深さについては保たれるのかなとは思いますが、基山町については、先ほど町長のほうからもありましたように、そういった広い土地ですね。河川から水を引いてきて河川プールを造るような場所、そういったところを自分も考えてはみたんですけど、基山町でそういった場所があるのかなというところは、場所がないんじゃないかなとは思っております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

河内河川プールそのままを持ってくるというイメージではかなり難しいと思うんですけど、町の地形だったり土地の広さに合わせて、基山町に合ったものを造るということは可能じゃないかなと思っています。やっぱりすごく事故とかがとかって、リスクの回避というところの守りの姿勢がすごく私は見えるような気がするんです。子どもにとって多くの利益があること、この遊びですね。（資料を示す）川で遊ぶことであったり、外遊びができるということに関して、その辺りは考えられましたか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

先ほど健康増進課長とこども課長からもありましたように、自分も子どもにとって外遊びができたり川で泳いだり、そういったことについてはとてもいいことじゃないかなと思います。自分も子どもの頃は川とかでよく遊んでいましたし、やっぱりそういうことでいろんなことを学べるんじゃないかなとは思いますが、どうしても今あるのはやっぱり安全ですね。そういったのが第一じゃないかなと思いますので、そこら辺を考えると、どうしてもなかなか——そういった施設とか川で遊ぶ、そういったところにするのは、やっぱり安全面を第一に考えてしまうと、どうしてもちょっと難しいかなとは思っております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

もういっそのことバリアフリーにしますか、水もためられませんけど。

子どもは転びながら転び方を覚えます。けがをしてけがの痛みを知ります。けがをしないように気をつけることができるようになります。水遊びを通して、水の中で体の使い方を覚えます。失敗や成功体験を繰り返して、知識や身体能力を身につけていきます。やっぱり様々なことに挑戦しないと、成長、発達は望めないかなと思います。

実際に、山田水辺公園であつたり四阿屋であつたり、高いところから飛び込んだり、いろいろな遊びを楽しんでるお子さんがたくさんいらっしゃいます。実際に見に行かれたということですが、いかがですか、安全面というところで、見学された施設はいかがだったでしょうか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

私も現地のほうにも行ったこともありますし、子どもを連れていったこともあります。

それで、鳥栖市の施設については監視員さんが常時大体2名ぐらいで、やっぱり子どもたちがふざけたり走ったりしていたら、そこで注意をされております。そういった中で、安全面については管理がされてあるんじゃないかなと思います。

それに、水の管理ですね。そういったところも、朝と夕方、ちゃんと掃除をされて、水の深さとかもきちんと管理されてありますので、その辺でも安全面については、鳥栖市の3施設についてはきちんとされているんじゃないかなと思います。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

ということは、きちんとすれば可能というところでクリアできる課題じゃないかなと思ってきましたけれども、基山小学校では外遊びができる機会が減っているので、けがが減っているというふうに、この間、養護の先生からお話を聞きました。これって決していいことではなくて、外に遊びに行けなくなったから数が減っている、これは子どもの体験不足の表れじゃないかな、ちょっと喜べない結果だと思いました。ある一定数はやっぱりけがをしま

すので、大きなけがは成長、発達にもちょっと問題が出てくるかもしれませんが、少々のけがは、しながら成長していくというところでは、けがをすることも子どもの成長、発達上は必要なことかなと思います。

次に、経済的側面についてです。

困難だというふうに判断されたんですけど、ここをもう少し詳しく御説明いただきたいんですけども、どなたにお伺いしたらいいでしょうか。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

さっきの答えもちょっと中途半端だったので、それも合わせて。

まず、できるかできないかといったら、物理的にはできるわけですよ。ただ、鳥栖市みたいな立派な地形とかそういうのがないので、あれを上回るようなものはできないんじゃないかというふうに言っています。

そして、別に鳥栖市まで車で10分なので、これは基山町の山の奥に造っても車で七、八分はかかるわけですから、鳥栖市を利用させてもらえれば、それでいいんじゃないでしょうかというのが最初の1答目だったつもりでございます。

そして、その前の外遊びの話、さっき言ったようにキャンプ場が最近うまく使われていないんですけど、いいタイミングでキャンプ場が今インターネットで申込み、そして支払いもインターネットでできるようになったばかりなので、もう一回キャンプ場をPRするとともに、キャンプ場に小さな河川プールじゃございませんが、水道プールがあるので、あれを例えばもうちょっと大きくするとか。そして、キャンプ場にもうちょっと基山町の子たちに来ていただくような何か仕掛けをするみたいな感じが、何か一つの外遊びを増やす手になるんじゃないかなと今話を聞きながら思っていたので、先ほどの問いのときにちゃんと答えられませんでしたので、それを答えさせていただいた上で、何で基山町に河川プールを造らないかというのは、今の鳥栖市のプールを活用させていただくのでまずは十分ではないんだろうか、あんな立派なプールは基山町ではなかなかできないと思います。だから、それをPRして皆さんに使っていただくというふうな感じだというふうに思います。

基山町の町民が全て歩いていけるような河川プールを造ることは不可能でございますので、いずれにしても、そういう形でできるんじゃないかなというふうに思っております。あ

とは多分、それに派生するような答えになると思いますので、私のほうで先に答えさせていただきます。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

キャンプ場に関しては町長のおっしゃるとおり、何か仕掛けが要るのかな。やっぱりいろんなキャンプ場がありますけど、基山町のキャンプ場って大分昔ながらのキャンプ場で、見た目と言ったらいけないんでしょうけど、何かいろんな、ちょっとすてきなキャンプ場が今たくさんできています。キャンプブームもあったので、あちこちにキャンプ場ができたというところもあるかと思うんですけども、キャンプを通してじゃなくても外遊びは可能ですので、その辺またいろいろ検討をしていただければなと思います。

一度に大規模な整備が困難であるならまずは小規模から、そんなところから段階的に整備を進める検討というのはできないでしょうか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

今のところは、そういう段階的とかということでもちょっと考えはしておりませんので、今後そういったニーズもあれば、今後そういったのが必要になるのかもしれませんが、今のところはそういった考えとか、計画とかはありません。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

河川プールができた場合の経済効果、観光客の増加、これは規模にもよりますが、その辺に関して何か考えられるところはございますか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

観光客とか、そういった増加についてはかなりの増加が見込まれると思います。鳥栖市のほうについてもかなりの、1日で何百人とかという利用客があったということは聞いており

ます。祭日になると、多いところでは何千人とかになったということも、夏休みですね――聞いております。

そういった施設を整備すると、観光の面からいくと、どうしても駐車場の整備であったり、トイレの整備であったり、ほかに更衣室、そういった設備も必要になってくると思いますので、大々的なそういった観光施設の整備になると、そういったところが出てくると思いますので、かなり難しいかなとは思っております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

もちろん、設備も込みでのことだとは思っています。

夏の水遊び場、近隣施設の情報発信をされる、近いところですね、たくさんあるということで。恐らく、子育て世代の方も大体知っています。町のホームページやLINEからお知らせをいただかなくても、SNS等で非常に見栄えのする動画つきの情報がどんどん入ってきますので、恐らく知ってある方のほうが多いのかなと思います。

ここから、先ほどから町長がおっしゃっている鳥栖市とか、近くのところを使って、車で10分ぐらいで行けるんだということなんですけれども、非常に今多い。河内河川プールは駐車場がそんなに多くないんですよ。なので、朝早く行かないと駐車場も止められない。なかなか回転もしなくて止めにくかったりすることもありますし、四阿屋は整備されたこともあってか、駐車場も増えて100台あるんですけれども、休日などはそれでも駐車できません。お盆に行った方は、道は渋滞していて、駐車場に入るまでに1時間ぐらいかかったということです。とにかく、涼しさを求めて人々が移動しているんだと思います。

夏休み期間、河川プールなどには部活帰りの中学生、体操服姿の中学生が仲間と自転車で遊びに来ている姿をよく見かけています。中学校になったら自分たちで遊びに行けるというのは非常に大きなメリットかなと思います。暑くなった体を水場で冷やして、友達と遊ぶところはずごくいいことかなと思います。

基山中から一番近い河内河川プールまで7キロ以上あります。昔なら自転車で行けたかなと思うんですけど、この暑さの中ではちょっと危険が伴うんじゃないかなと思っています。

そういったところで近くにあればいいなというふうな思い、私の発想になったんですけれども、大型商業施設や小児科専門のクリニックであったりとか、産婦人科、皮膚科、この辺

に関しても、河川プールに関しても基山町にはないけれども、近隣市町にあるので、そちらを利用くださいとなるのか。

利便性のよさは基山町はあるかと思いますが、やはり町内に、遊べて涼める場所があるということは理想だなというふうに思います。観光の面からも、河川プールなどの整備はプラスの効果が大きいかなと思います。

少し場所を私のほうでも考えてみたんですけども、小松地区の水車跡の周辺とか、水門跡の下あたりとか、その辺りはどうかなというふうに個人的には思っているところです。令和5年6月議会での天本議員の一般質問ですけども、水車跡地については地域の主体者との関わり合いが必要。今後、地域の意見を伺いながら、よりよい改善方法がないか検討していくというふうに答弁をされています。農林課長、その後の経過について御説明いただけますか。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

水車施設については、令和5年に水車のみを撤去して、地元、小松の集落でも協議をされているところで、内容のほうを共有していただいております。

令和6年8月に集落でアンケートを取られて、その集約をされたということで報告を受けておりまして、その中では、公園などフリースペース的な使い方をしたらどうなのかという意見が多かったというふうに伺っております。ただ、地元でもまだ具体的にどう動くかということまでは決定していないということで、今後またそういったところに向けて協議を重ねていきたいというふうに聞いております。

以上です。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

私も、水車の復活ではなくて、公園などに活用してほしいという声が多かったというふうに聞いています。

水車とう精施設のある町有地だけの活用というところだと考えると、面積も広くないですし、ちょっと下ったところにありますし、ちょっと難しいのかなと思います。水遊びができる場

所があれば人が集まるのは間違いないと思います。水量は少ないかもしれませんが、既に水車を回すために河川の水を引き込んでいますよね。

水質も、四阿屋や河内河川プールと変わらない程度の良い状態かと思います。プールと比べると水質管理の負担も少ない。町有地の面積は広くはありませんので、その辺りは地域との協議が必要になると思います。

人が集まれば、とう精施設も食品の販売などの何か活用が見込めるんじゃないかなと思います。春と秋が観光シーズンの大興善寺に、夏の集客も見込めるのではないのでしょうか。那珂川市や筑紫野市、小郡市、鳥栖市など多方面からの集客も見込めます。それで、子ども一人に大人も数名ついてくると思いますし、子どもから高齢者まで集える、電気代のかからないクーリングスポットになるんじゃないかと思います。

基山町で暮らす人々のQOLも上がります。これは移住にもつながる大きな目玉にもなるんじゃないかなと思います。周辺にもありますけれども、町にあるというのはすごくいいことだと思います。少子高齢化に影を落とす地域の活性化にもつながります。まだまだメリットはあると思います。

農林課長の御出身でもある小松地区の活性化、河川プールの整備と前向きに検討できませんでしょうか。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

その観光的な面ということであれば、やはり集客だったり経済効果は一定あるのかなというふうに思っております。農林としての施設でとう精施設でございますので、そういったところの廃止であったり、そういった手続も必要になるかと。

ただ、農村の活性化、そういったところを踏まえると、そういうのももちろんあれば確かにいいし、私自身も外遊びとか大好きなので、そういったところはもちろんあればいいというふうには考えておりますけれども、実際、町長の答弁にありましたとおり、町内にそれが必ず必要なかというところになると、やはり慎重に考えるべきところでもあります。実際、観光地である小松集落についても大興善寺さんという大きな観光施設がございますけれども、そこがすごいにぎわうだけのことが本当に集落にとって一番なのか、そこも賛否両論あると思いますので、そういったところは慎重に地元等を含めて協議として検討ができればなとい

うふうに考えております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

私も先日、水車検討委員会ですかね、水車のことでとは言っていらっしゃらないですけども——の方々とお会いしてお話をしてきました。やっぱり地域の活性化になるというところに関してはすごく皆さん興味を持ってありますし、ぜひその辺り、昨年の8月から1年経過してしまっていて、その後、地域からなかなかこれをお願いしますという形をつくって、それをそのままできるわけでもないでしょうし。

また、近々そういった話を持つ機会をぜひ持っていただけないかなというふうに思っていますが、いかがですか。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

そうですね、そのような機会を設けて協議等していければよいかというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

みやき町の山田水辺公園、こちらは自然との共生であったり、歴史、文化の継承、観光振興ですね、観光に関しても。あと、防災などの様々な視点から整備されたようです。こちら、いつ伺ってもにぎわっています。

その辺り、いろいろ河内ダムとか、あそことか四阿屋は随分前からありますけれども、比較的新しい、山田水辺公園を整備されたみやき町さんに何か情報収集をされたりとか、そういった経緯があれば教えていただけませんか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

特にみやき町の、向こうが産業支援課というのが多分問合せ先になっていると思うんです

けど、直接問合せとかはないんですけど、自分たちも現地に行ったこともありますし、あそこを見学させてもらったこともありますし、今はきれいなトイレとかも設置されてあります。この前は夏休みでしたけど、結構な人が確かにいらっしゃいましたので、またいろんな情報を収集するのであれば、みやき町なり鳥栖市のほうとか、近隣の自治体、そういうところにも聞いていきたいなと思います。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

場所の違いはありますし、地形の問題もあるかもしれませんが、みやき町にはできたというわけですし、今後、検討としてまた継続していただけたらなと思います。

考えたくはないんですけど、河川プール整備が今後、基山町では全く行われない場合の夏場の子どもたちの遊び場をどのように整備していくのか、何かその辺りの考えがあればお聞かせください。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

先ほどキャンプ場をばかにされた感じというか、少し下に見られましたが、キャンプ場の利用客は逆に増えていて、町内の利用客が減っているというだけなので、人気があるということをちょっとまずアピールしておきたい。あそこはシャワーもきれいにしたし、プールも実はちっちゃいけどきれいに整備しましたし、結構きれいにしていますので、やっぱりここをうまく使っていかなきゃいけないかなと。せっかくあるものなので、今じわっと増えていますが、まだまだ基山町内の子どもさんたち、御家族に使っていただけるかなと思っていますので、そこは強くプッシュしていきたいなというふうに思います。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

言葉がちょっと失礼だったかもしれません、すみません。

キャンプって、ちょっと遠いところに行きたいんですよ、どっちかという。何か旅行の一つだったりとか。なので、町内の方が少ないというのは、そういった面もあるのかなとは

思います。もしかしたら、基山町の方はいっぱいキャンプに行かれているかもしれません。そういったところでは、いろいろ活動としては見えていない部分であるんじゃないかなと思います。（「今は日帰りが、バーベキューが減っている」と呼ぶ者あり）日帰りのバーベキュー……（「はい、バーベキューをやるんですよ、それが減っている」と呼ぶ者あり）バーベキュー、どちらかというと食ですね。分かりました。

基山町、今後も協働、共創のまちづくりということで推進していかれるんでしょうから、ぜひこの件についても町民の声に耳を傾けていただけたらと思います。

子どもが外遊びを行うことは人生の土台を形成するととても重要な要素です。河川プールや親水公園の整備は、よい循環がたくさん生まれるものだと思います。夏の暑さは一時的なものではなく、今後も勢いを増すことが予測されます。

私は、今後もこのテーマについては引き続き要望させていただくことをここで明言した上で、町に対しても検討を続けていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（末次 明君）

以上で工藤絵美子議員の一般質問を終わります。

ここで午後2時20分まで休憩いたします。

～午後1時58分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、重松一徳議員の一般質問を行います。重松一徳議員。

○10番（重松一徳君）（登壇）

皆さんこんにちは。10番議員の重松です。傍聴大変ありがとうございます。

今回、私の質問は2項目です。早速、質問に入ります。

質問事項1として、西長野・長ノ原地区の50戸連たん制度について質問をいたします。

50戸連たん制度は、従来、開発ができない市街化調整区域内でも、地域コミュニティを維持するためなど一定の条件の下、佐賀県の区域の指定を受けて住宅開発ができる制度であります。

鳥栖市が今回、今町地区を指定区域と定め、基山町もその周辺に位置する西長野地区、そ

して、長ノ原地区を50戸連たん制度で運用するように決定したところであります。

皆様のお手元に資料を配付させてもらっております。少し説明させていただきますと、指定区域の図がありますけれども、西長野地区、そして、長ノ原地区、基山町でも高島団地より南のほうに西長野地区がありますし、長ノ原地区はまさしく南側の一番端になります。弥生が丘駅から歩いて5分かからない地域になります。その間に、鳥栖市区域と書いていますけれども、ここが今町地区です。今回、今町地区が指定を受けて、この50戸連たん制度を導入するという形で、その流れとして西長野地区、そして、長ノ原地区に来たというふうになっています。

50戸連たんは何かというのを裏のほうに少し簡単に説明文を——これも都市計画審議会に出された資料から取っておりますけれども、早い話が、50戸のそれぞれの家が連たん、続けて建っていると。その間隔が50メートル以内。50メートルを過ぎれば、例えば、100メートル先の家もこの区域に入れるんじゃなくて、50メートル以内の区域の中にお互いの家が建っていると。そのお互いの家が建っている中の空き地だったり畑だったりになります。普通言う農振地は、今回の場合これに入らないと。俗に青地と言いますね。そういう優良な農地は計画の中には入りません。畑だったり白地とか、そういう土地が入るという形になります。

この図から見れば、1番から9番まで家がありますけれども、この家が約50戸。50戸を大体1区画としてあるという中で、50戸連たんという形で制度があるというふうに理解してください。

それから、下のほうには市街化区域の隣接タイプと集落活性化タイプというふうにあります。市街化区域の隣接タイプというのは、まさしく市街化区域に隣接したこの50戸の家が市街化調整区域に建っている家のことであります。そして、集落活性化タイプというのは、市街化区域に隣接していなくても、人口減少であったり少子化であったり、この地域の問題点を解決するために50戸連たん制度を利用するという形で理解してもらっておけば、次からの話が理解できるだろうというふうに思っております。

この制度がどのように今後運用され地域の発展に寄与するのか、どのような問題があるのかを質問してまいりたいというふうに思っております。

(1)として、50戸連たんを西長野地区、そして、長ノ原地区に決めた要因は何があるでしょうか。

(2)西長野地区、長ノ原地区にどのような説明をしてきたのかを御説明ください。

(3) 両地区外に居住の農地所有者、地権者も含めてですけれども——に説明をされていないというふうに私のほうは聞いておりますし、そういう地権者の方から私のほうに問合せも多くありました。なぜ、この両地区以外の農地所有者の方に説明をしていないのかを説明ください。

(4) 西長野地区は旧長崎街道であり、道幅が狭く勾配があつて、また、空き地が点在しているというふうなところでもあります。このような西長野地区でどのように事業を進めるのでしょうか。

また(5)として、長ノ原地区についてもJR鹿児島本線沿いに農地がありますけれども、大変町道の道幅が狭いというのがあります。また、長ノ原地区には墓地が含まれております。どのように事業を進めるのか、説明をお願いいたします。

質問事項2として、国道3号線東側の公共施設について質問いたします。

これについては過去、私のほうも何度か質問させていただきましたけれども、改めて質問いたします。

国道3号線東側には、町公共施設は地区公民館や町営住宅、それ以外に、都市公園として伊勢前児童公園がありますけれども、公共トイレもないという形で過去も質問させていただきました。主な公共施設は国道3号線より全て西側にあり、その差は歴然としております。今回改めて国道3号線東側問題について質問いたします。

(1) 東側の住民からどのような要望や意見が出ているのでしょうか。

(2) として、東側に具体的な施策があればお示しください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

重松一徳議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、西長野・長ノ原地区の50戸連たん制度についてということで、(1)50戸連たん制度を西長野地区、そして、長ノ原地区に決めた要因は何かということだったんですが、50戸連たん制度については、平成24年度に3地区（小倉城戸地区、宮浦辻地区、長野地区）、この3つを対象に制度導入の検討をしておいたという記録が残っております。私、このときにはまだ役場におりませんでしたが、当時は地元区長の同意が得られなかったというふうな経緯が

あります。その細かいところはちょっと分からないということです。私、平成26年に副町長で来てから、そのときは1区、2区、4区、6区に御説明した記憶がございます。

それで、何度か区長向けの説明会とか意向調査を行いました。要望がなかったということで、先ほどの資料の中に出ていた、最初は市街化区域の方式でやったんですけど、それもうまくいかない、市街化では無理だということが大体分かりましたので、今はもう一つの集落のほうをやっているという形になっております。

そんな中で、令和5年4月、鳥栖市が今町地区で50戸連たん制度を検討しており、今町の中には実は基山町域の、いわゆる基山町に所属する3つの家、3戸あって、その3戸は基山町に所属していますが、実は今町の自治体に属しておられます。それで、その3戸も含めたところで区域指定を行わないと県との調整がうまくいかんということで、そういう相談を鳥栖市から受けました。鳥栖市が佐賀県に区域指定の申出を提出するに当たり、基山町のその3戸も申出に同意してほしいという相談を鳥栖市から受けたわけでございます。

そこで、今までどっちかという、さっき言ったように1区、2区、4区、6区で50戸連たんをやろうとしていたんですが、やりたいという希望がなかったところで、その今町ができるんだったら、まず、長ノ原がぱんと浮かびました。長ノ原は非常に今新しい家がたくさん建っているので、じゃ、長ノ原も一緒にやれないだろうか。

それで、そうこうしているうちに、今町があつて長ノ原をやるんだったら、西長野にも声をかけないと何かそこはおかしいよねみたいな、そういう感じで内部で議論したところで、鳥栖市の先ほどの3戸の申出を同意するに当たって、基山町が佐賀県に対して、個別では戸数要件を満たさない西長野地区、長ノ原地区を、うちがその3戸を認めるということを前提に、鳥栖市の今町地区と一体化して区域指定ができないかというふうな相談を佐賀県にやってみたとところでございます。

もちろん、それぞれの小部落が同意をされた場合ということ为前提にということでしたんですが、県から、そういうことだったらいいですよということでしたので、この2地域を入れたところの50戸連たん制度の導入を進めることにしたというふうなことでございます。

ここからがその経緯になっていきますが、(2)西長野・長ノ原地区でどのような説明をしてきたかということで、西長野の集会所と長ノ原の集会所でそれぞれ3回、地元説明会を行いました。内容といたしましては、初回が令和5年8月に50戸連たん制度の説明と区域指定までの手順、期待されるメリット等、そういったものを説明いたしました。2回目が令和6

年10月に、指定区域案に対する御意見をいただいたということでございます。3回目は令和7年の2月から3月にかけて、指定区域の最終案と、区域指定後に建設可能な建物についての説明を行ったということでございます。

(3) 両地区外に居住の農地所有者に説明していないのはなぜかということでございますが、今回の区域指定が、鳥栖市今町地区が集落活性化タイプということで指定を受けていることもあり、基山町の2つの地域もそれと一緒に、集落活性化タイプでの指定を受けるよう県から指導を受けていたところでございます。

集落活性化タイプの指定条件としては、集落の住民の同意が必須ということでございましたので、先ほど申したように3回に分けて、西長野、長ノ原の組合に丁寧に説明をして同意をいただいたということですが、重松議員御指摘のとおり、西長野と長ノ原の組合以外の農地所有者に対しての説明ができておりませんでした。それで、農地所有者宛てに、制度の説明資料や指定区域の地図、そして、意向調査のアンケート等を今既に送付させていただいたという流れになっております。

(4)と(5)の2つは、まとめて答えさせていただきたいと思います。

(4)西長野地区は旧長崎街道であり、道幅が狭く勾配もあり、また、空き地も点在している。どのような事業を進めるかということと、(5)長ノ原地区はJR鹿児島本線沿いに農地があるが、道幅が狭い。また、墓地も含まれている。どのように事業を進めていくのかということでございます。この2つをまとめてお答えさせていただきたいと思います。

おっしゃるように、両地区とも道幅が狭くて、住宅開発には課題が多いというふうに考えております。50戸連たん区域内における住宅開発は、地権者と開発業者が行うものということになっていきますので、地域の発展に寄与するような住宅開発につながるように、町としても、まずは開発を希望する事業者間の調整のようなものがないかというふうに考えているところでございます。

それで、まずは10月に、町内でこの2つの地区に関心を持っているような住宅開発に実績がある事業者等に対して50戸連たん制度の説明会を行い、制度の周知と課題解決に向けた意見交換をまず行うというふうなことでございます。開発業者と住民の皆さんへの、それから、地権者の皆さんへの説明が両方必要だと思いますので、まず一つの方向として、開発業者に対してきちっとした説明を行うというのが一つでございます。その後、今度は地権者であったり地域の方と、そのところでうまくいくかどうかというのをこれから議論させていた

だきたいというふうに思っているところでございます。

それから2が、国道3号線東側の公共施設についてということで、(1)東側の住民からどのような要望、意見が出ているかというふうなことでございます。

まずは、国道3号線東側の公共施設について、都市計画マスタープラン策定時にアンケート調査の自由意見の中で、公園をつくってほしいといった御意見がございました。その他、コンビニ、スーパー、ドラッグストアの誘致などの意見もありましたが、現在、国道3号線東側に3軒のコンビニエンスストアが営業している。最近ですと1軒できたということだと思います。

また、これまでに開催した町長懇談会におきましては、8区の町長懇談会において、国道3号線及び基山駅東の開発について町はどういうふうに考えているのかということをお聞かせいただきました。

ついでに、どう答えたかという、まずは、あそこに町営住宅の割田団地がありますので、その割田団地が園部団地の次にまた見直す時期が来るので、来るときにですね、今4棟あるやつを、一つの考え方として、例えば、一つの高層にして4棟の人を全部そっちに移ってもらって、チャンスがあればその時期、大分先の話になると思いますので、その周りの企業であつたり関係者が一緒に開発に協力してくれるということであつたら、今の町営住宅だけではなくて、そういうのも広げたところで再開発をみんなで考えるという考え方はあるんじゃないですかねということ、口頭でございしますが、この町長懇談会は全ての区のやつが記録として残っていますんで、多分それに近い答えをしているのが残っているんじゃないかなというふうに思うところでございます。

東側に具体的な施策があれば示せということでございますが、現在、これも町営住宅の園部住宅の移転建て替えの候補地として、10区の公民館の前ですが、国道3号線の東側にある町有地、これを候補地の一つとして検討しておったり、それから、これは令和3年度にコミュニティ活動の拠点となる10区の公民館を整備するときに支援をして、その完成を早めたみたい、何か挙げろと言われれば、そういうことが挙げられるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

また、本町の都市計画では、国道3号線東側の大部分が市街化区域として、住居地域や工業地域などの用途区域を定めているところでございますので、最初に言えばよかったんですが、3号線の東か西かという話もありますが、それに、JR鹿児島本線がもう一本入って、

その東か西かみたいな話もある。私の家なんかはJRと3号線の間ですからね。それからあと、JRから西のほうに行っても、バイパスより手前かバイパスより向こうかによってまた全然違ってくるといふふうに思います。3号線の東側のほうがいろんなものが遅れていると、バイパスよりも西側の方々にとっては何をおっしゃっていますかという話になるんじゃないかなと思いますので、そこら辺りはどこに軸を置くかということかだと思います。

その中で、立地適正化計画というのがあるんですが、これで5区、8区、10区、13区の大部分が生活利便性の高い区域として居住誘導区域に設定しているところでございます。さらに、もうちょっと絞り込んだ駅前のところは、様々な拠点施設を誘致する場所というふうな位置づけもありますので、その外枠として、東側でも市街地の人口密度を維持するための住環境を形成するという意味では、すごく大きな役割を果たされている地域ではないかなと思います。

また、これまで市街化区域として工業開発ができて、様々な企業とかが今立地しているというのも3号線の東側でございますので、全体的に見ると東が極端に劣っているという形にはならないのではないかと。私の場合は、国道からいけば西になりますけれども、JRから見ると東になるような形で、個人的にそういう見解をすれば、結構いい感じでバランスが取れているのではないかなというふうに思っているところでございます。

ただ、これから、先ほど言いましたように居住区域として、さらに東側は大事になっていくと思いますので、その辺りのところはしっかりと力を入れていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、1答目の答弁とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

まず、50戸連たん制度について質問いたしました。

私は、この50戸連たん制度に反対の立場で質問しているわけではありません。むしろ、この50戸連たん制度を運用して、いかに両地区の活性化に寄与できる制度にしていくのかというところで質問してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

まず、制度設計について、基本的なところですが、伺います。

基山町がこの両地区の50戸連たん制度を佐賀県から区域指定を受けたのはいつですか。と

というのは、「広報きやま」の6月号には佐賀県から受けましたという形で載っているんですね。いつ佐賀県からこれは認可を受けましたか。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

令和7年5月20日に県のほうから認定を受けております。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

5月20日という形で、都市計画について最も大事な都市計画審議会、令和6年5月20日の令和6年第1回基山町都市計画審議会の中で、実はこの50戸連たん制度について説明されているんですね。

このときには、内容説明をさせていただきますという場合に説明されているんですね。そして、先ほど少し言いました市街化区域の隣接化タイプにするのか、それとも集落活性化タイプにするのかについてはまだ決めていません。これが決まったらまた報告しますというふうな中身になっているんですね。

そしてこれが、先ほど言われたように令和7年、今年の5月20日に佐賀県から指定を受けたと。これはもう一度、都市計画審議会にかける中身ではなかったのかと思いますけれども、都市計画審議会のほうにはどのような報告をされていますか。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

基山町の都市計画審議会のほうには、まだ正式に指定をされましたという形では報告できておりません。前回の令和6年5月20日の都市計画審議会においても、50戸連たんの区域指定というのがメインで開催したのではなく、ちょうど地区計画の説明をするタイミングがございましたので、そのときに50戸連たんに取り組みたいということで説明をしております。

令和7年度の基山町都市計画審議会が、まだ今現在において開催されておりません。秋頃開催する予定としておりますので、そのときに、少し遅くなりましたが、指定を受けましたという形で報告をしたいと思っております。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

これは公示する前に本来は都市計画審議会に諮って、都市計画審議会の中でやっぱり意見があれば意見を聞く中で、そして、それを基に基山町の中で全体的に公示をしていくというのが手続だろうというふうに私は思うんですね。まだされていなかったら、早急にやっぱりするべきではないのかと。しかし、これだけ町民の皆さんも知ってあるし、今日も両地区の関係者の方が来られていると思うんですね。そうすると、本来は都市計画審議会の中でやっぱりいろんな意見を聞いておくべきだったのではないのかというふうに思うんですね。それについては、よろしく願いいたします。

そして私は、地区計画のときにもいろいろ意見が出たんですけど、今回の50戸連たん制度についても運用基準をですね、基山町はこのような形で運用していくんですよという形で運用基準、または施行規則まではいかないにしても、運用基準をつくらなければならないと思いますけれども、運用基準は策定されていますか。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

運用基準と申しますと、区域指定をされた後の区域内の開発という意味の運用という理解でよろしいでしょうか。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

先ほど答弁の中で、これはまた後のほうでも出てくるんですけども、事業者間との調整をしますとか、そして、住民との意見交換をしますとか、いろいろ言われていますね。こういうのはきちっと運用基準で決めておかないと、自分の区域は指定になったから、私は個人的に開発をしますよとか売却をしますよとかなれば、これが後々大変な問題が出てくるんだというのがあるんですね。この地域についての開発は個人が、例えば、自分のところは町道に面しているとかいうところで、自分のところでしますよというふうになれば、その奥の土地は道ができなくなる、開発ができなくなる、いろんな問題が出てくるんですね。

ですから、地区計画もそうですけど、地区計画もこの地域の中で一体的に開発が進む、これは業者間での開発ですから当然なるんですけれども、今回の場合はそこもまだ全然未定の中での公示ですね。ですから、私は今回の50戸連たん等についても、まず運用基準をつくらなければならないと。こういう手順でこの50戸連たん制度を進めていきますよと。この運用基準というのは、今の段階でできていなかったら、私はつくるべきというふうに思いますけれども、つくるような形でこれは検討していくか、どのようにお考えか聞かせてください。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

町長の1答目の答弁にもありましたとおり、10月に町内で住宅開発の実績のある事業者の方に対して制度の説明会を行いたいと思っております。この中で、開発に向けた課題がたくさんあると思いますので、その課題解決に向けた意見交換、まだ現時点では、今回の西長野と長ノ原地区が基山町で初めての50戸連たんになりますので、具体的にこういったことが開発の支障になるとか、課題のほう町としてまだはっきり見えていないような状況になっております。ですので、10月に行う説明会と意見交換の中で出た意見を取りまとめて、今現時点では運用基準はございませんが、また第2弾で50戸連たんをするときのベースにしたり、運用基準というような形としてつくるのかまでは、ちょっとまだはっきり御回答はできませんが、この意見交換で課題をしっかり把握して、町としてできることをやっていきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

一番最初が大事なんですね。まだまだこの制度がどのような制度なのかというのも、私も十分理解していません。また、西長野地区だったり長ノ原地区の住民の方も十分理解していないだろうと思うんですね。そのときに、じゃ、どのように、例えば、自分の農地があったりとか、空き地がありますよとか、残存農地を含めてどのようにしていったらいいのかと。売却したいんだという方も当然出てくるだろうと思うんですね、そこをどのように調整していくのかというためには、必ず統一的な運用基準をつくっておかなければならないというふうに思うんですね。それがあって初めて、もう一度、住民に説明会ができるんですね。業者

に対しても説明会ができると思うんです。そこがない中で業者に説明して、じゃ、業者で勝手にしてくださいよという話には、私はならないと思うんです。そこは、今から先、時間がありませんけれども、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それと、鳥栖市の50戸連たんは今町地区で3か所目、江島地区と儀徳地区ですか、それに、今町地区ですね、実績があるんですね。鳥栖市が行う50連たん制度と基山町が行う50戸連たん制度に違いはありますか。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

鳥栖市で指定された区域につきましても、指定は県のほうで行われておりますので、基山町が指定を受けた基準とは全く同じでございます。

今回の西長野地区と長ノ原地区の50戸連たん制度を実際基山町が始めるに当たって、鳥栖市のほうに、今までやってきたところの50戸連たんで、例えば、開発業者の説明会をしたのかとか、そういった運用部分についてお尋ねをしておりますが、特に鳥栖市としてはそういったことはしていないと。どこか1社のところと事前に、もともとこの開発がやりたいからこの区域になったのかというようなこともお尋ねしましたが、そういうこともないということでしたので、その辺りは、基山町は今回初めてになりますので、少し丁寧に町としてはやっていきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

私、この配らせてもらっております資料の「一定の建設用途とは」という中で、市街化区域の隣接タイプと集落活性化タイプの中で、鳥栖市も全て3地区とも集落活性化タイプでしますよと。基山町も今回、西長野・長ノ原地区ともこの集落活性化タイプでしますよというふうな説明を議会でも受けました。

私もそのとき少し言ったのは、西長野地区がどういう地区かということ、弥生が丘駅まで歩いて本当二、三分のところ……（発言する者あり）何と言った。（「西長野」と呼ぶ者あり）いや、長ノ原地区ですね。歩いて本当3分ぐらいのところなんですね。そして、鳥栖市今町のところに東公園があって、東公園の南側には門があって、駐車場もあつたりするんで

すけれども、その周りはアパート経営なんですね。アパートが建っているんですね。私はてっきり今町地区のこの50戸連たん制度は、この市街化区域の隣接タイプになるのかなというふうに実は思っていたんですね。ところが、後で聞いてみると、いや、集落活性化タイプというふうになりましたけれども、長ノ原地区については、集落活性化タイプよりも市街化区域の隣接タイプのほうが土地の有効活用ができるんだと実は思っているんですね。

基山町からそういう要望、県に対しての要望は出さずに、鳥栖市と一体的に同じタイプでいいというふうな形で出されたんですか。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

50戸連たんのタイプにつきましては、当初、地元の方に御説明したときも、市街化区域隣接タイプか集落活性化タイプ、どちらかでやりたいということで、もし地元のほうから市街化区域隣接タイプがいいというようなお声がかかれば、こちらで進めたいというようなつもりで町のほうも説明をしております。

議員おっしゃられましたとおり、令和6年4月に鳥栖市今町地区で50戸連たんの区域指定の告示がありまして、その2か月後の令和6年6月に佐賀県の開発審査会で基山町の50戸連たんの説明をしております。そのときには、市街化区域隣接タイプか集落活性化タイプでやりたいというような形を県のほうにも説明しております。そしたら、その開発審査会の中で、鳥栖市のほうが集落活性化タイプで指定を受けているので、基山町もそれに隣接して一体的に行うものであるならば、集落活性化タイプじゃないとおかしいだろうというような御指摘をいただきました。

議員おっしゃるように、長ノ原につきましては弥生が丘駅に非常に近いので、アパートの需要もあるのではないかと思います、どうにかこっちの分はできませんかというように県のほうに相談をしておりましたが、県の審査会の意見として集落活性化タイプでないといけないというような御意見をいただきましたので、集落活性化タイプで進めているところです。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

これがですね、一番最初の質問でしましたけれども、地権者に対して、地域の方には多分、

集会所か何かで、うちの近くは毎月1回は寄り合いがありますから、そういう寄り合いの場で説明されたのだらうと思います。

それで、この地権者に対して説明されていないと。地権者の中には結構、長ノ原では面積的に大きな面積を持っている個人の方もいらっしゃいます。そういう方はですね、できればアパート経営をしたいんだというふうな要望がある方もいらっしゃるんじゃないかと。そこも丁寧に、今回やっぱり意見聴取されていないというところが私は問題かなと思うんですね。

今後、先ほど言われたように、ここの地区に住まわれていない地権者の方にアンケートだったり意見聴取をする中で、アパート経営はできないんですかというふうな質問がもしあったときには、いや、これは制度で決まっているからできませんよというふうに言われますか。本来はそういう方にもきちっと意見聴取をしておくべきではなかったのかと思うんですけれども、どのように対応されますか、そういう意見が出た場合。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

地権者の方につきましては、1答目で町長のほうから回答いただきました、農地所有者での制度の説明と一緒に、地権者の方、農地の所有者ではない宅地の地権者の方にも一斉にアンケートを送っております。以前、集落の集会所で説明を聞かれた方につきましても、改めて意向調査のアンケートをお送りしております。

その中で、議員おっしゃられるように、自由意見も書いてくださいというふうに書いておりますので、アパートを建てたいと言われる方もいらっしゃるかと思います。その方につきましては、もともと家が建っているところ、線引き前から家が建っているところにつきましては、既存宅地制度を使って、高さ10メートル未満のアパート、共同住宅は建てられるようになっておりますので、50戸連たんの制度ではなく、そちらの既存宅地の制度を使って開発ができるというような説明をしたいと思っております。

また、農地の方につきましては、残念ながら今回は戸建て専用住宅しかできないようになっております。

そういう形で、50戸連たん制度の一番最初の説明のときには地権者の方、農地所有者の方には十分に届いていなかったかと思いますが、今回のアンケートで御意見いただいた方については個別に丁寧に説明したいと思っております。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

今からこの制度設計を見直すと、県のほうにもう一回、ちょっと見直しをしてくださいというふうにはなかなかない面があると思うんですね。ですから、十分説明をしていてもらいたいと思います。

この制度設計の中で一番分かりやすく説明してもらいたいのは、市街化区域と今度50戸連たん制度で認可された区域はどう違いますか、簡単に説明できますか。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

50戸連たんの区域の指定になりましても、市街化調整区域というような条件は変わりません。市街化調整区域の中で50戸連たん区域の指定を受けた区域という形になります。

市街化区域では用途は決まっておりますが、合同アパートであったりとか、戸建てじゃなくて店舗併用住宅とか、普通の住宅のエリアには建設可能になりますが、今回の指定区域の中には戸建ての専用住宅の建築のみが許可されるというような形になります。それ以外、開発の手続については農地転用の手続とかが当然必要になってくるような状況です。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

この計画は多分10年、20年、ずっとかかってくるだろうし、いろんな問題がその間にも出てくると思うんですね。そうすると、この計画は、今回、一回制度設計は認可しましたから半永久的に続くんですか。市街化区域に指定されれば、半永久的に都市計画法で見直さない限りは続くんですね。今回の50戸連たん制度、西長野地区と長ノ原地区については、ある程度、市街化区域並みの開発もできますよという形になるんですけれども、これは半永久的に続くんですか。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

議員おっしゃられたとおり、県の条例で区域を指定されておりますので、都市計画法の制度が変わったり、県の条例で、ここの区域を取りやめますというか、そういう形になったら、50戸連たん制度ではなくなるのではないかと考えております。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

ここが難しいところで、この50戸連たん制度を利用するとき、事業というか、この認可をもらってするときに、どこでも一番悩ましいところであるんですね。後々のメリット、デメリットはここでは聞きません。メリットはたくさんあるんだと。しかし、デメリットも必ずあるんですね。そのデメリットがメリットを上回る可能性が出てくるんですよというのが実はあるんですね、この50戸連たん制度には。

少し具体的中身について伺います。

鳥栖市のほうは、ホームページでこの50戸連たん等について出されて、3地区、先ほど言いましたように認可していますよという形で、江島地区については約40ヘクタール、そして、養父地区については9.5ヘクタール、そして、今町地区については8ヘクタールというふうに書かれているんですね。

今回、基山町の西長野地区と長ノ原地区の認可面積は何ヘクタールでしょうか。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

西長野地区が4万2,600平米、長ノ原地区が4万5,470平米になります。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

合わせれば8.7ヘクタールぐらいですね。今町が先ほど言ったように8ヘクタールぐらいありますから、合わせれば15ヘクタールぐらいになるという形になろうかと思います。大体の概算といいましょうか、西長野地区は4.2ヘクタールのうち何ヘクタールぐらいが開発できますよ、長ノ原地区は4.5ヘクタールのうち大体何ヘクタールぐらいが開発できますよとかいうふうな概算はされていますか。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

具体的な住宅の戸数とか、そういった計画はちょっとできていないんですけども、西長野と長ノ原のそれぞれの雑種地や農地の面積でいうと、西長野地区が1万1,900平米、約1万2,000平米で、長ノ原地区が雑種地と農地を合わせますと1万7,200平米ぐらいございますので、その中で、それこそ接道の問題とかあるかもしれませんが、これだけの面積は一応活用できるのではないかと考えております。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

合わせれば約3ヘクタールぐらいですね。面積的には広いんでしょうけれども、その中には当然、道を造らなければならないとか、いろいろあるんですね。

先ほど答弁にもありましたように、じゃ、何件ぐらいそこに家が建つのかというのは、なかなかすぐに言える状況ではないだろうと。詳細な図面を書かないと何とも言えないなというのがあるというふうに思います。

少し西長野地区の具体的な問題について伺います。

西長野地区は、町道西長野・鎌浦線、旧長崎街道から、ちょうど今町との境のところから東公園のほうに回ってから鎌浦のほうに行く道があるんですけども、あの長崎街道が4メートルあるかなというだけで、例えば、西長野線といいましょうか、ちょうど山下のほうから西長野の八幡宮、神社のほうに上る道、あの道幅は3メートルもないんですね。そして、勾配が物すごくきつい。早い話が、この西長野地区というのは昔ながらの道なんですね。長崎街道の関係でそんなに拡幅もできない。そして、勾配があって、両側に家が建っているから拡幅できない。そして、今町沿いから東公園のほうもそんなに拡幅できる道ではないという中で、この50戸連たん制度を進めるためには隣接道が最低4メートルというふうに言われているんですね。そうすると、基本的にこの西長野地区をこの50戸連たんを進めるためには4メートル道路に隣接しなければならないというふうになると思いますけれども、この道を誰が造るのかと。いやいや、これは地権者の方が金を出し合って業者の方に造ってくださいよというふうにするのか、この50戸連たん制度は基山町が認可したというのもあって基山町

が補助事業としてこの町道の拡幅をするというふうになるのか、まずこの町道の問題、隣接町道の問題をどのように解決しようというふうにお考えですか。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

今回の接道の問題、区域内の道路の幅員が大変狭いということが、まず住宅開発に関する課題であると考えております。そのため、事業者の意見をお伺いして、例えば、先ほど言われた町道を拡幅した後に、その奥の農地であったり宅地を開発したいので、その支援が欲しいというような要望が多数ありましたら、今、基山町には市街化区域内の住宅開発に道路整備の際の道路整備補助金がございますので、まだ50戸連たん制度用の補助金というのはございませんが、そういった補助の制度を検討するなり、まずはどういった課題があるか、どういったことが要望されているかというのを把握して検討していきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

ぜひ、ここについては検討をしてください。そして、やっぱり今から先、今回この西長野地区、そして、長ノ原地区の50戸連たん制度がうまく活用できるというふうになれば、この制度を利用して、その両地区以外にも採用しようという場合が出てくるだろうと。だからこそ、今回の場合はきちっと基山町が制度設計を、こういう問題についてもしなければならぬというふうに思っております。

家を建てるためには、今言ったように必ず接道する道と、もう一つは排水なんですね。人間が生活すれば、必ず汚水なり排水を流します。今回、西長野地区では、下水道事業を進めるために調査がされるだろうというふうに思います。これは多分、50戸連たん制度とたまたまぶつかったからなっていますけれども、本来は事業区域の認可拡大に向けてされるんだろうというふうに思いますけれども、それで間違いないですか。

○議長（末次 明君）

今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

西長野地区につきましても今回の事業認可区域に入れておりますので、まずは認可区域に

入っております。

それから、今年度の動きといたしまして、この区域内の設計を行っておりますので、設計の具合によって工事の順序を決めていくということになるかと思えます。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

下水道事業は大変大事な中身なんですね。こういうふうに住宅開発、地区計画を進める中では当然ですけれども、西長野地区のどこがどう難しいのかというのは、この道路の問題、それと、家の裏に、例えば、畑がありますよ、雑種地がありますよ、隣の家の畑とかの裏に私の土地があるんだといった場合、全体的に西長野地区、この地権者の方に集まっていたら、そして、例えば、事業者売却して住宅開発をする、何するというのはしないと、条件のいいところ、自分の土地はたまたま道路に面していると、じゃ、自分のところは早く開発業者に売却して手続してもらおうと。住宅会社は利益を上げるために、後ろのことは構わずに住宅を建てたとすれば、裏の土地は死んでしまうんですね。ですから、必ずこの調整をしなければならないというのが、この西長野地区は特に難しいなど。長ノ原地区以上にこの西長野地区は難しい。勾配があつて道も広げられない、いろんな問題がある中で、50戸連たんの認可をもう指定していますからね。いろんな意見が出るとは思いますが、この調整を、先ほど言ったように十分していただくようお願いしておきます。

それから、長ノ原地区について質問いたします。

長ノ原地区は、ここも道幅が大変狭いんですね。開田1号線、踏切があつてするところがですね、3号線から入っていく道。あの道がぎりぎり4メートル——多分ないかな、途中離合できませんからね、踏切の手前では待ち合わせをしなければなりませんから、4メートルないんですね。そして、JR鹿児島本線沿いにまとまった土地が2ヘクタールぐらいあるのではないのかなと。

先ほど説明では、1.7ヘクタールぐらいあるという形ですので、まとめて、あそこは1ヘクタールぐらいあるのではないのかなというふうに思います。あそここそ、私はきちっと基山町が、それこそ図面を描いて、本線、まず道を造ってしなければならないと思いますけど、ここについては、今私が言ったような、まず事業者のほうに説明して、事業者のほうからそういうふうな開発の図面を描いていただくという形で、住民説明会を含めてやるという

形で理解していいでしょうか。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

長ノ原地区につきましては、議員おっしゃられましたとおり、町のほうで図面を描くようなことは想定しておりません。こちらについても、事業者のほうでやりたいというようなどころがありましたら、例えば、2社3社あった場合はその調整をして、エリアを分けてとか、そういう形で、町でその事業者間を調整したり、もし1社で全部やりたいということであれば、そこに絵を描いてもらって道路の幅員の指導等を行いたいと思っております。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

個人ではなかなかできない。だから、言うように事業者を入れて、事業者の方に特にまとまったところについてはきちっと計画もしていただきたい。

今、地区計画、野口は野口で今開発が進んで、大きな物流倉庫が建っています。7区のちょうど公民館前の島廻地区についても地区計画で造成工事が今進行中です。そのもともとの話し合いをする中で、農地の売却、今回の場合は雑種地とか畑とか、そういうのもありますけど、この売却について地域で話をする中で、例えば、道沿いの条件がいいところ、逆に言えば中のほうの状況がよくないんだというところ、面積が大きな田んぼも小さい田んぼも平米単価はみんな一緒にしたんですね。そうしないと話がまとまらない。自分の農地は道沿いで条件がいいから高く買ってくれ、そういうふうな形になればまとまらないんですね。

ですから、まとめるためには、これは当然、事業者が説明して回って、この売却交渉なりもするんですけれども、当初の進める基本的な考え方として、この売却金額については同じ単価でこの契約をするようにというのがあったんですね。

今回の場合も、私はこういうところまで十分気を使ってしなければ難しくなるというふうに思いますけれども、こういう面の指導まで、今回の場合は基山町が50戸連たん制度の認可区域として設定して公示したんですから、私はするべきだという形で、少し詳細な質問になりますけれども、こういうところまで基山町がやっぱり関係を持ってやっていこうというふうになりますか。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

売却の金額の交渉とか詳細までは町は入ることはできませんが、ほかの長野で行われた地区計画のときのように、地権者代表の方を立てていただいて、その方と開発事業者と、交渉ではないんですけれども、話を持たれるような形で地区計画は開発されましたよというようなやり方をお勧めする、こういうやり方で皆さん地権者の方がまとまって事業者と話をするやり方で地区計画はされましたというような形でお勧めはしていきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

地区計画は全部が一緒なので、これは開発が多分ブロック単位になっていく可能性が、この地域を全部同じ業者がやることはないと思いますので、ブロック単位での、今言われたような話はある話だと思いますが、ブロックが違えばそこを同じにするというのは、それを町が誘導するという事は不可能だと思います。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

ブロックといっても同じ地区ですからね。同じ地区で、あそこの田んぼは幾らで売れた、うちの田んぼは幾らだったと、すぐ広がるんですね。（「だから……」と呼ぶ者あり）もういいです。分かりました。（「開発の、ここを開発するときはということですね」と呼ぶ者あり）はい。ですから、こういう問題が出てくるんだというのを、まず理解しておってほしいというふうに思います。

それから、長ノ原地区は、先ほど言ったように墓所、墓地があるんですね。ちょうどグッディ基山弥生が丘店の裏手になりますけれども、その墓所も今回はこの計画の中に、区域の中に入っているんですね。この墓所を区域の中に入れたからとなっていますけれども、この墓所はどのような取扱いでしていられるつもりでこの区域の中に入れたんですか。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

墓所につきましても全く開発できないわけではございません。ちょっと手続が面倒になるんですけども、まず、その墓所の地権者を探して、それで見つからなければ、墓地法だっと思いますけれども、その手続をして、告示をして持主の方を探すとか、そういう形で、プラス2年ぐらいはかかりますけれども、全く開発ができない土地ではございませんので、そういう形で、今回ちょうど住宅から50メートル以内のところがありましたので、区域に入れたような経緯がございます。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

できないことはない。これは弥生が丘のあの団地開発をするときに結構、墓所とかあったんですね、あの地域は。そのために予定の計画よりも3年間ぐらい遅れたとかいう話は聞いていますので、できないことはないだろうと。問題は、誰が調整をしていくのかと。いやいや、事業者がそこまで開発しますよとなれば、事業者がずっと、今言ったように当たりますよね。言っているように、弥生が丘の計画のときには全体を、墓所のところも含めて、この開発する業者が、あれは県の事業でもあったんでしょうけれども、個人じゃなくて一体的にしたんですね。それでも3年ぐらいかかったと。いやいや、これは、墓所については多分、事業者がその開発に手を挙げるということは、私はまず考えられないんですね。そうすると、その墓所を持っている所有者の方が売却しようと思えば、自分が手続的なことを含めてしなければならないと。不明者というか、無縁墓地も結構あるんですね。そういうところの調査が難しいですよ、今言われているのは。これ多分、基山町のほうにどうかしてくれという形で依頼がある可能性がありますので、そのときにはぜひよろしく願いいたします。

時間の関係がありますので、この問題については終わりますけれども、50戸連たん制度は、まだまだ制度設計が不明確な点があります。混乱を起こさないように、そして、私言っているように、この50戸連たん制度がうまくいけば、特に長ノ原地区はもともと私は市街化区域の拡大でというふうに言っていましたけれども、市街化区域の拡大を言ってもちょっと無理だろうと思いますので、この50戸連たん制度を利用して開発を進めていってもらいたいし、西長野地区についても住民の要望を聞きながら進めていってもらいたいというふうに思っ

おります。

少し早口になりましたけれども、国道3号線東側の公共施設については1点だけ質問いたします。

J R鹿児島本線から東側でもいいんですけれども、私が1回目、何年か前に質問したときにも国道3号線東側で質問していましたから、今回もそう質問しましたけれども、住民課長、国道3号線の東側に住民の方はどれぐらい住んであるというふうに思われますか。

○議長（末次 明君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

改めて計算したことはございません。現在のところ把握できておりません。

○町長（松田一也君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

5区、7区、8区、10区、13区、3区の一部、それこそ大久保議員とかですね、東側ですけれども、約4,000名です。少し上下があるかもしれませんが。基山町の人口が1万7,600人とされましたかね。逆に言えば、4分の1よりも多いんですね、二十二、三%住んであるんですね。問題は、私が言っているのは、バイパスから上とかなんとかじゃなくて、やっぱり4,000名以上の方が住んでいる地域にきちっとした公共施設がないというのはやっぱり問題かなと。要望が出ていなかったらいいですよ。要望が出た中で、先ほど基山駅前の割田団地の開発も言われましたけれども、割田団地の前と言いましょうか、J Rの東側の上り口のところはロータリーもない。あそこから乗入れする人、あそこで待ち合わせする人は、道に止めて待つとくしかないんですね。じゃ、全然空き地がないかと言えば、空き地がないわけじゃないんです。貸駐車場と言いましょうか、月極め駐車場で貸してある地域もあるんですね。

私は、西側と一緒に駐車場を整備しなければならないと思いますけれども、そういう計画も今度のマスタープランにはあんまり載っていませんけれども、第6次総合計画にも。この東側の駅前についてはどのようにお考えですか。

○議長（末次 明君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

第6次総合計画の中で、まだ具体的には何も決まっておられませんけれども、駅の東側ということで、それは議員が御指摘のとおりですけれども、今後、開発がですね、町長答弁にもありましたように、駅東側で公共施設等の開発がある際には、そういったところも含めて、住宅環境の整備というか、そういった利便施設についても一体的に考えていくということで、まだ具体的には明記しておられませんけれども、検討をしていくということで考えております。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

ぜひ検討をお願いいたします。

もう一点、実は3号線東側には残存農地がですね、長野地区はまだ残っています。しかし、長野地区は、逆に言えば物流倉庫なり開発とかいう形で準工場地帯にされていますから、それ以外で残っているのは、実は5区と8区の間に残存農地が4反ぐらい残っているんですね。ちょうど山本課長の実家の裏になりますけれども。農地として残っているあそこを、私は基山町がどうかして購入できないかと。そして、言っているように、今日は都市公園については詳しく質問しませんけれども、都市公園としてやっぱり一定の面積のある都市公園を私は造るべきなんだと。

今、基山町の都市公園は、児童公園、小さいのが多くて、総合公園とか中央公園、また、けやき台の2つの公園なり高島団地の公園は大きいんですけども、それ以外は狭いんですね。そして、黒谷緑地も今開発で減ってきているという中で、どうかして、今のうちに残存農地が残っているところを基山町に譲ってくださいというふうな形で、まず用地の交渉ができないかというふうに実は思っています。

そのためにも、今、基山町が土地開発公社を残しております。ぜひこの土地開発公社を利用して、まず先行取得するんだと、地権者の方に相談して譲ってくださいというのも、私は将来展望、基山町の将来を見越したときには先行投資をしておくべきなんだというふうに実は思っております。公園だけじゃなくて、いろんな使い道も出てきます。そういうところも含めて、都市公園の問題についてはまた別な機会で質問したいというふうにも思っております。

ぜひとも東側の住民の方が、いや、自分たちは東側でも十分、公共施設もあるし、楽しい

生活ができるんだというふうに言ってもらえるような環境をつくっていただきたいというのを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（末次 明君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会とします。

～午後 3 時30分 散会～